

「抜頭一件」をめぐる考察 —三方楽所に対する公的権力の介入の一例として—

南 谷 美 保

要旨

『四天王寺楽人林家楽書類』に、「抜頭一件之留」として記録される「抜頭一件」とは、三方楽所の一方である天王寺方の楽人を中心に、寛政8年、享和元年、享和2年から文化元年にかけて、さらには文化2年の四度にわたり、舞楽〈抜頭〉の禁裏および四天王寺での上演をめぐる発生した争論を指して言うものである。それぞれの事件の解決に、楽奉行四辻家あるいは武家伝奏が、さらには、鷹司関白家が関係したが、それは、この争論が単に天王寺方楽家内部の舞をめぐる権利の争いとして決着されるべきものではなく、この事件をきっかけとして公的権力が三方楽所に介入し、その組織構成員である楽人の意識の引き締めを図る機会としようとする意図があったからではないだろうか。

このような介入が図られた背景には、当時、雅楽が一般へと広がる傾向が高まり、舞楽の伝授も、比較的安易に行われつつあった状況に対して、支配関係者が安易な民間への舞楽の拡がりに対する危惧を感じ、その伝授を規制しようとしたことがあったのではないかと推測される。本稿では、このような観点から、「抜頭一件」について、複数の関連史料をもとに、この事件の背景となった要素およびこの事件が意味するところについて考察する。ただし、本稿においては、関連する4つの事件のうち、最後の1件については、少々その性格を異にすることもあり、これについては簡単に触れるのみとし、残りの3件の事件を中心に考察するものとする。

キーワード

抜頭一件、天王寺楽所、三方楽所、楽奉行四辻家、武家伝奏、鷹司家

はじめに

京都大学附属図書館が所蔵する『四天王寺楽人林家楽書類』（以下、『林家楽書類』とする）は全119冊よりなり、いわゆる三方楽所の一方を占めた天王寺方の林家のうち在天楽人¹であった一家が代々書き残した貞享年間から安政年間に至る四天王寺での舞楽法要の記録類、その他の舞楽演奏関係の記録および楽書の写本などを含む貴重な史料類である。その『林家楽書類』のなかに、全4冊からなる「抜頭一件之留」とする記録が含まれており、その全文については、すでに翻刻がなされている²。しかしながら、この「抜頭一件」が江戸時代の天王寺楽所および三方楽所に対して、どのような影響を与えたかについては、筆者が関連史料の翻刻を行なった際の解説³において簡単に触れて以後も、未だに論じられたことは無いように思う。それは、この一連の事件が、『林家楽書類』の「抜頭一件之留」のみによっては、その全貌を明らかにしにくい事が大きな原因であると思われる。しかし、この事件について整理し、その意味を考え

ることは、江戸時代の天王寺楽所および三方楽所の実態を知るための手がかりを多少なりとも提供することになると思われるので、本稿では、周辺史料も用いながら、この「抜頭一件」について、特に、楽所に対する公的権力の介入が江戸時代の三方楽所とその雅楽演奏者としての立場に与えた影響について注目しながら、さらに詳しく考察するものとする。

まずは、この事件の引き金となった、舞楽〈抜頭〉⁴について紹介し、その後、『林家楽書類』第60冊から第63冊の「抜頭一件之留」を中心に、関連史料も用いながら、「抜頭一件」の寛政8(1796)年、享和元(1801)年、および享和2年から文化2(1805)年にかけて発生した4件の事件のうち、はじめの3件を中心に考察する。その考察をふまえて、複雑に関係し合うこれらの4件の事件の背景にあるものは、実は一つの要素、すなわち、より大きな権力が、この争論をきっかけとして、舞楽伝承に関する統制を三方楽所全体に及ぼそうとしたことであるということについて論じるものとする。

舞楽〈抜頭〉について

〈抜頭〉は、走舞に分類される舞楽であり、その楽曲は左方唐楽に分類されるが、舞の奏演方式には、左方と右方の二通りのものがあるという不思議な舞である⁵。江戸時代の天王寺楽所においては、〈抜頭〉は、左方担当者がその楽を演奏し、舞は右方の林家がこれを舞うことになっていたが、以下で見るように、当時は林家の舞とされていた〈抜頭〉が、林家の「家の舞」とされるようになった経緯は不明である。このように、〈抜頭〉が林家の舞であるということを明確に示す証拠が存在しないということが、以下で論じる「抜頭一件」の一因でもあった。

さて、この〈抜頭〉は、現在でも、四天王寺においては右方の舞として、左方の〈還城楽〉の番舞とされているが、この四天王寺に独自の「夜多羅拍子」で演奏される右方〈抜頭〉⁶は、江戸時代の四天王寺の聖霊会においては、入調の舞として必ず演じられるべきものとされたが、その舞に際しては、舞人は、松明を先導に、提灯持ちを従え、右方の楽屋を出て、左方楽屋前に赴き、左方楽屋前に設置された大太鼓の周りを一巡りしてから左方の階段を使って舞台上へ上り、舞が終わった後は右方の階段を使って舞台を降りて楽屋に戻るものとされていた⁷。後述のように、〈抜頭〉の舞は、より古い時代には、天王寺楽所においても左方の舞として演じられていた可能性があり、このしきたりは、その名残を示すものであるのかもしれない。

寛政8年と享和・文化年間の三件の「抜頭一件」について

『林家楽書類』に含まれる「抜頭一件之留」全4冊のうち、最後の1冊、「中之院・後藤左一郎一件之留」は、最後に述べるように、それ以前の「抜頭一件」とは少々性質を異にするものである。まずは、それ以外のはじめの三件の事件について考察することとしたい。ところで、この三件の事件を記録した「抜頭一件之留」第一から第三までの3冊は、それぞれの記載事項が時系列に整理されて記されているわけではなく、特に第三については、2番目の事件と3番目の事件に関係する記事が別冊子としてまとめられているものであるがために、これら3冊の記載事項を時系列に整理しなおすことで事件の流れを明確にする必要がある。そのため、以下で考察する寛政8(1796)年と享和元(1801)年、そして享和2年から文化元(1804)

年にかけて発生した「抜頭一件」、あわせて三件の事件に関する記録をそれぞれの冊子ごとではなく、時系列に整理しなおした一覧表を本文末に添付した。以下の本文においては、この附表との対応を便利にするために、この表中で用いた整理番号および整理記号を（ ）内に併記するものとする。

1) 事件その1＝寛政8年3月の舞御覧

「抜頭一件之留」第一によれば、「抜頭一件」の最初の事件は、寛政8年3月の舞御覧での〈抜頭〉の舞担当者をめぐるものであったことが分かる。同書によれば、寛政8(1796)年2月26日のこととして、天王寺方在京楽人老分よりの書状が在天楽家に届き、3月中旬に禁裏での舞御覧が行なわれる予定であることが知らされ、在天楽人の出仕予定について質問されたことが分かる(①)。その書面には、当日上演が予定される舞楽として、〈万歳楽・延喜楽〉、〈還城楽・抜頭〉、〈太平楽・狛杵〉、〈春庭楽・白浜〉、〈陵王・納蘇利〉が挙げられているが、ここで注目すべきが、〈還城楽・抜頭〉の番である。通常の宮中での舞楽であれば、左方の〈抜頭〉、右方の〈還城楽〉が番として上演されるべきであるが、その左右がここでは逆になっていたのである。

この点については、その翌日、2月27日に、在京楽人の林廣猶より書状が届き(②)、この舞御覧での〈還城楽〉を南都方の芝家に、〈抜頭〉を林家に演じさせる予定であり、これについて「芝家、東儀家、迷惑之儀ハ無之哉」とする問い合わせが、楽奉行四辻家よりあったと伝えられる。つまり、通常は、左方を担当する南都方芝家が舞う〈抜頭〉を、今回は右方の舞として舞うこととされたが、右方の扱いになれば、天王寺方の中でも〈抜頭〉を「家の舞」とする林家の舞人が担当することになる。一方の〈還城楽〉は、宮中においては右方の舞として、天王寺方でもこれを「家の舞」とする安倍姓東儀家が独占的にこれを担当していたが、これを左方の扱いとした場合は、南都方の芝家が担当することになる。したがって、今回、〈還城楽〉・〈抜頭〉ともに、その左右を逆にすることで、芝家は〈抜頭〉を舞えず、東儀家は〈還城楽〉を舞えないことになるので、その確認をしたというのが上の「迷惑之儀ハ無之哉」の意味である。

なお、〈抜頭〉を左舞とする南都では、〈還城楽〉も左舞であるために、〈抜頭・還城楽〉という番は存在せず、〈抜頭〉には、〈落蹲〉を番とし⁸、〈還城楽〉の番舞には〈登天楽〉などをあてていた⁹。したがって、左舞を担当する芝家にすれば、舞御覧での上演曲目がいずれの舞になっても、「家の舞」を披露できることに違いはなかったものであり、特に異存はなかったのではないかと推測される。

しかしながら、在京楽人の林廣猶は、楽奉行四辻家雑掌山路への確認により、芝家から左舞としての〈抜頭〉、東儀家から右舞としての〈還城楽〉は、それぞれの家において「是迄勤来り候舞曲、他家ヨリ相勤申候而者歎ケ敷奉存候間」として、両家から、従前通りに舞楽担当を申し付けられる様にされたいとの歎願があったとの情報を得た旨¹⁰を、在天の林廣勤¹¹に知らせてきている(②)。その結果であるのかどうかは不明ながらも、「抜頭一件之留」第一によれば、林廣猶は、この書状に続いて記される記事(③)により¹²、来る3月の舞御覧では、〈還城楽・抜頭〉の番を止めて、代わりに〈散手・貴徳〉とすると伝えられた旨を知らせて来たことが分

かる。

一方で東儀家は、このような四辻家への歎願活動については触れることなく、この3月の舞御覧において、〈納蘇利〉を童舞にして東儀文恭に舞わせたいとの申入れを、林家に対して行なった。〈納蘇利〉の舞は、貞享年間の争論の結果¹³、禁裏では、林家のみが舞うものとされていたが、子供が舞う童舞の場合は、例外として、四辻家に願い出を行なうことで、右方を担当する他家の舞人にもこれが認められることがあった。この願書提出に先だって、東儀文暉の側からは、林廣猶にその旨の断りがあったのであるが、その時点では、〈抜頭〉の舞を林家が担当するものと理解していた廣猶は、「童舞之儀先例も有之候間、勝手に相願候様」として、これを認めていた(④)。

しかし、その後、芝・東儀両家からの歎願により、今回の舞御覧での〈還城楽・抜頭〉の番が中止となり、その結果として、林家は、この舞御覧においては、〈抜頭〉および〈納蘇利〉の「家の舞」を舞うことが出来なくなった。さらに間の悪いことに、〈還城楽・抜頭〉の代わりの番とされた〈散手・貴徳〉の番のうち、右舞の〈貴徳〉も過去の四辻家よりの申渡しの結果¹⁴、林家と東儀家との間で、宮中での舞の輪番制が定められており、この時には東儀家の当番となっていた。つまり、林家は、この時の舞御覧において、「走舞」を舞う機会を完全に失いかねない状況になったのであるが、これは、舞の家としては、非常事態である。

このような状況の中、四辻家側からは、さらなる質問(⑥)が林家に対して下される。すなわち、〈抜頭〉の舞を、林家にではなく、「天王寺方一統」に申し付けるとしたらどうか、というのである。この質問は、実は、「抜頭一件」の根本に関わる重要なものである。それは、このような質問が下される背景には、林家以外にも〈抜頭〉の舞を舞うことが可能であると主張する天王寺方の楽人が存在したことが前提になっていると推測されるからであり、この主張を踏まえて、四辻家としては、林家に限らず、三方楽所の右方として、つまり、林家に限定せず、天王寺方を中心とする右方の楽人から〈抜頭〉の舞人を出すことが可能になれば、関係者も納得する可能性を示唆したのである。林家以外にも〈抜頭〉の舞を舞うことが可能であると主張した天王寺方楽人については後述するが、このような主張が行なわれた背景には、当時、〈抜頭〉の舞を林家が独占して舞うことに対する天王寺楽所内での不満が存在した可能性が指摘できよう。この点についても後述するが、まずは、この質問に対する林家側の回答を確認したい。

このような四辻家からの質問(⑥)に対する林家の主張は「抜頭舞之儀者、天王寺ニおみて凡三百年以来林家ニ限り勤来り申候」とするもので、林家からの舞人が出ない場合は、以下のようになるとして、「先年、廣統、私【廣猶】(以下引用文中に補足する場合は【 】内にこれを記すものとする) 兩人とも依所勞聖霊会不參仕、亡父壺人出勤仕、尤、亡父及老年、舞難勤候ゆへ楽斗奉納仕、舞無之候」であったとする。つまり、四天王寺の聖霊会においては、300年も以前から林家のみが〈抜頭〉の舞を担当し、万一、林家の側に適切な舞人がいない場合は、〈抜頭〉の楽のみを演奏しその舞を舞わないという「楽斗」という演奏法が取られていることを例として、もし、〈抜頭〉の舞が「天王寺方一統」の舞であるならば、このように、林家に舞を担当する者が存在しない場合は、林家に限らず右舞を舞う家が〈抜頭〉を舞うことがあろうが、それが行なわれていないことから、これが「私方家舞」であることが明らかだといふの

である(⑦)。

結局は、この寛政8年3月の舞御覧においては、東儀家が、〈納蘇利〉の童舞を担当させようとしていた東儀文恭の体調不良を理由に童舞の願い出を取り下げたことにより、林家に〈納蘇利〉の出番が戻ってくることになったことから、林家の側も、〈抜頭〉の件についてこれ以上の主張を行い、万一、〈貴徳〉の舞も中止になると、東儀家の面目にも関わるとして、〈抜頭〉の件については、うやむやなままに事が収まった(⑫)。

しかし、林家は、事の次第を、まずは、日野家(⑨)、次に、「四辻家取斗ニ而可相済義申上候段、甚恐入奉存候得共」としながらも、鷹司家に出向き、鷹司政熙に訴えるという行為もとっていた(⑩)。口上書提出の結果、鷹司家からは、林家より四辻家に願書を出すようにとの指示を受けて、「此度還城楽・抜頭之代り散手・貴徳被仰出奉畏御請申上候、然ル所、貴徳、東儀家番ニ而、納曾利童舞被仰出候得者両曲共東儀家勤仕ニ相成候迷惑仕候、最初ヨリ貴徳被仰出候得者、両曲東儀勤仕之例無御座候趣ヲ以、童舞願之義許容不仕候得共、跡ヨリ被仰出候貴徳之義ゆへ甚嘆キ入奉存候間」とする書面(⑪)を提出したため、その結果として上記のように、東儀家からの〈納蘇利〉辞退という調整が行なわれたのではないかと推測できる。

さて、林家のこのような行動の背景には、「抜頭一件之留」第一に、「此度聖霊会童舞と申、又、御用童舞、彼是申立候段心外ニ存候而又住吉貴徳謀事ヲ以可舞抔と油断ならさる文暉心体、後、為心得申置事」と記される事があった。「四天王寺舞楽之記」第十一には、寛政8年2月22日に四天王寺において行なわれた聖霊会の際に、東儀文暉は、〈納蘇利〉を、文恭に童舞で勤めさせたいと主張したが、林家がこれを断ったとする記事がある。その直後の3月の舞御覧でも、同人に〈納蘇利〉の童舞をさせようとしたわけであるから、林家が、東儀家としては、翌月の舞御覧での出番確保を見越した上での聖霊会での一件であったのか、と疑うのも無理はない。さらに、〈貴徳〉の件とは、寛政6年3月の住吉大社一切経会での入調舞楽において、〈散手・貴徳〉の舞が舞われていることに関係するものであろう¹⁵。天王寺楽人が舞楽を担当した住吉大社一切経会では、入調舞楽として三番、6曲の舞楽が舞われることになっていたが、このうち二番は、〈甘州・林歌〉、〈陵王・納蘇利〉と定まっており、残りの一番を毎年入れ替えることとなっていた。そこへ、〈散手・貴徳〉の番を入れる際に、東儀家は、禁裏の例をもって、林・東儀両家で交代に舞うことを主張したのではないだろうか。

このように、林家が独占していた〈抜頭〉の舞をめぐる天王寺方内部の楽家の対立が原因となった寛政8年の「抜頭一件」であるが、この事件は、単に、林家と東儀家との対立という単純な図式ではなく、その背後にあった岡家の思惑なども絡んだまま、5年後の次の事件へとつながっていくことになる。

2) 事件その2＝享和元年8月の舞御覧

「抜頭一件留」第一には、上記の経緯を記した部分に続いて、享和元(1801)年8月10日に¹⁶、在京老分より書状が届いたとあり、そこには、同月の二十日過ぎに小御所において予定されている舞楽において「還城楽只拍子葛泰、抜頭ヤタラ拍子廣猶」と仰せ付けがあり、〈抜頭〉の舞人として林廣猶が指名されたことが記されていた(イ)。当日の様子は、同じく『林家

楽書類』に含まれる「禁裏東武並寺舞楽之記」第三十一冊に記載されているので、こちらを紹介したい。同書には、享和元年 8 月 26 日に、小御所前庭において「御有卦舞楽」が開催された旨が記録されており、当日の舞楽の曲目は、〈賀王恩・長保楽〉、〈還城楽・拔頭〉、〈甘州・八仙〉、〈喜春楽・白浜〉、〈陵王・納曾利〉となっており、〈還城楽〉は芝葛泰、〈拔頭〉は林廣猶が演じたと記される。当日の記録の末尾には、「此度拔頭之舞不存寄冥加ニ叶蒙勅定難有仕合林家一統之面目不過之候、但御用前一方ヨリ彼是申立候趣、其上、管方・打物等殊外急速不出来ニ付御尋之儀共有之、委細之儀日次ニ記之也」と記されている。「拔頭一件之留」第一に、「当日役付舞楽之記ニ有之」としているのは、この「禁裏東武並寺舞楽之記」第三十一冊をさすと思われるが、「拔頭一件之留」第一には同書には記録されていない舞楽目録以外の当日の記録が残され、その末尾には、「禁裏東武並寺舞楽之記」第三十一冊の「此度拔頭之舞不存寄冥加ニ叶」以下とほぼ同じ文面(ホ)¹⁷が残されている¹⁸。

以下、その「御尋之儀」について、その詳細を見ていこう。9 月 3 日には、〈拔頭〉の舞が出来であったことから、四辻家より林家に対して、「一、林家拔頭伝来之子細可申上候、一、於天王寺方拔頭伝来、林家之外難伝居候哉可申上」、という 2 点について¹⁹の報告が求められる(へ)。回答書作成の為に、四天王寺における〈拔頭〉上演の記録²⁰が在天林廣勤より在京林廣猶に送られる(ト)。これらの資料に基づき作成された回答書(チ)の要旨は、以下の通りである。

- 1) 「往古之儀」については不明であるが、「正親町院様御宇」よりとして、林肥前守廣久以後廣猶に至るまでの伝授が明確である。
- 2) 〈拔頭〉がどのようにして林家に伝わったのかは不明であり、天王寺においては記録が焼失しているために不明な点も多いが、「延宝・貞享之頃」より、連綿と林家がこれを担当し、「私方無人差支候撰ハ、楽斗ニ而相済申候事御座候而自他家相勤候儀等無之候事」として、林家以外からの舞人が出ていないことから林家の「家の舞」であることを主張する。
- 3) 四天王寺以外の舞楽上演の場においても、〈拔頭〉が演じられる際には、林家がこれを担当している。
- 4) 〈拔頭〉は、現時点では林家の舞となっているが、たしかに、もともとは、「秦氏一統之舞曲」であったかもしれない。しかし、いうなれば、同様のことが芝家の〈拔頭〉にもあてはまるのであり、もともとは「伯氏一統之舞曲」であっても、現在芝家の舞となっている舞が南都にもあることを例として、天王寺方でも〈拔頭〉は林家の舞といえよう。
- 5) 厳島社人棚守将監への〈拔頭〉伝授については、明和元年 9 月にこれを行い、又、近年には高橋兵庫頭俊寿【鷹司家家中】に伝授している。このことは、天王寺方では周知のことである。

このように、〈拔頭〉が、林家の舞であるとする理由は、「天王寺ニ於以前之義ハ記録焼失等有之相知不申候得共、延宝・貞享之頃ヨリ連綿仕相勤来リ申候」として、「私方無人差支候節ハ楽斗ニ而相済申候事御座候而、自他家相勤候儀等無之候事」とする既成事実を挙げるのみであ

り、その根拠は明確ではない。併せて、林廣猶による四辻家雑掌山路に充てた口上覚の写しも記録されている(リ)が、それによると、「従一統申上候者、天王寺方一方之舞曲ニ御座候得者、何れも相心得居候旨申上候様ニ略伝承仕候」とあり、当時、天王寺方からは、林家以外の者でも〈抜頭〉を舞うことができるとする主張がなされていたらしいことが分かる。林家以外の天王寺方楽家から、このような主張が四辻家に対してなされていたがゆえに、四辻家からは、〈抜頭〉は、林家に限った舞ではなく、「秦氏一統」の舞なのではないかとする質問がなされたのであろう。

林廣猶は、こうした天王寺方一統の主張に対して、上記の内容を繰り返し、〈抜頭〉が林家の舞であることを主張し、さらに、〈抜頭〉の表演方法が、舞は右方であるのに、楽が左方の担当であることから生じた過去のトラブルについて述べた上で²¹、天王寺方においては、〈抜頭〉は林家の舞だと理解されているはずだと述べる。さらに、厳島社人棚守将監および鷹司家家中の高橋兵庫頭への伝授についても触れ、この2名への伝授以外には、「一切伝候儀無之」として、この2名からも「他へ可相伝筋無之候所、他ニも舞と申儀不審」とし、最期には、「近來連綿無子細相勤来候儀ヲ以家舞之訳相立候様、宜御沙汰奉願候」と述べる²²。

ここで、先の寛政8年の一件の背景に、天王寺方からは林家以外の楽家でも、〈抜頭〉を舞うことができるとする主張が四辻家に対してなされていたことがあったらしい事が明らかになるのであり、その背後にあったものは、すでに述べたように、天王寺方の林家以外の楽家の〈抜頭〉の舞を林家が独占していることに対する疑問、不満であろう。そして、そのような不満が、寛政8年以後もなんらかの動きを関係者の間で発生させていたことが推測され、それが、5年ほどを経た享和元年8月の舞御覧での〈抜頭〉の林家への指名によって、再び表面化したといえよう。この享和元年8月の舞御覧における〈抜頭〉の表演が無事になされていれば、騒ぎは拡大することもなく収まったのかもしれない。このように、かつては林家の舞として演じられてきた〈貴徳〉が、宮中では、林家と東儀家の輪番制となった例もあり、天王寺方の舞の家として林家との対立関係にあった東儀家が天王寺方の林家以外の楽家と連動して、〈抜頭〉も、〈貴徳〉に同じく林家の独占状態から取り戻したいとする働きかけを行っていたと推測されるにもかかわらず、舞御覧当日の演奏が不首尾となったことが、この後の岡家をはじめとする関係者への厳しい処分へとつながっていくきっかけにもなった(又、⑭)。

この享和元年8月の舞御覧での〈抜頭〉ほかの舞楽演奏の不首尾をめぐる調査が行われ、その結果として同年9月26日に四辻家から関係楽人に申渡された内容を、天王寺方楽人についてのみ、整理すると下表のようになる²³。

楽人名	「仰渡」の内容
林日向守【廣猶】	〈抜頭〉上演に際して、会合、申し合わせなど厳密に行なうべきところそれを行なわなかったために当日の不首尾が発生したことについて「御叱被仰付候事」とされた
岡備後守【昌清】	〈抜頭〉の舞において楽のテンポが速くなりすぎたにもかかわらず、音頭としてこれを修正しようとしなかったので、「自今謹慎可勤仕御叱被仰付候事」とされた
林大隈守【廣武】	〈抜頭〉での失錯につき、「自今嚴重可勤仕被仰付候事」とされる。
岡伊予守【昌晴】	〈 <u>抜頭</u> 〉の舞を巖島社人より復伝されたと申し立て、寛政5年に復伝されたと主張したが、不審な点もあり、今後も取り調べる。よって、「相慎可他行事」とされた
東儀筑前守【如貫】	〈 <u>抜頭</u> 〉の舞につき、中絶したと報告したが、その報告は総代が行なうべきであり、手続き上に問題があった。このことは軽率な行為であるとして、「御叱被仰付候事」とされる
東儀出雲守【季政】	〈抜頭〉については、特に用心して演奏すべきであるのに、天覧の場であるにもかかわらず不敬な振舞いがあり、かつ、 <u>その伝承について不確かな内容を申し立て</u> 不届きであったために、「此嚴重雖可被糺弾、格別被垂御愍隣、被相宥候而遠慮被仰付候事」とされた
蘭土佐守【廣幾】	〈抜頭〉は、特に用心して演奏すべきであるのに、芸道を軽んじた不敬な行動があり、かつ、 <u>その舞の伝承について不確かなことを申し立て</u> るなど不敬な行為があったので、「此嚴重雖可被糺弾、格別被垂御愍隣、被相宥候而遠慮被仰付候事」とされた
岡内匠権助【昌業？】	〈 <u>抜頭</u> 〉につき、「於天王寺、林家之外近代無之候得共、一方之伝之旨」として、「伝来岡・蘭・東儀之旨申之、蘭土佐守、岡伊予守二人伝之由申之」とし、この件の取り調べに際しては、 <u>蘭土佐守の主張と齟齬をきたすなど不敬な振舞い</u> があった。よって、「此上雖可被糺弾、格別被垂御愍隣、被相宥候而遠慮被仰付候事」とされた。
岡内匠権助 蘭土佐守 東儀出雲守	右、舞樂被止出仕候事

上の表において下線を付した部分からは、天王寺方では、林家以外の岡・蘭・東儀のすべての家から、〈抜頭〉の伝承についての不確かな申し立てがなされたこと理解でき、このような動きがあったことが、さかのぼっての寛政8年の舞御覧での〈抜頭〉一件を発生させた要因であったことが推測できる。また、享和元年の舞御覧については、〈抜頭〉の不出来について、林家の楽人にはさほど厳しい処分が下されず、林家以外の岡・蘭・東儀の家からは、「舞樂被止出仕」

とする厳しい処分を受ける楽人が発生したということも理解できる。

加えて、天王寺方一統に対して、「天王寺方舞楽各不存僂略之儀勿論之事也而今度如抜頭彼是歎申旨」として、それは、「畢竟拘泥我意歟」として、そのようなことであるから舞曲が断絶するのであるとされ、かつ、「於天王寺奉仕之舞者、則於朝廷奉仕勿論之事也、仮令雖無先例、於被仰出者不存我意偏執速可奉請也」との通達があった。つまり、以後は、「我意」に執着することなく、速やかに申し付けられたとおりに舞を担当せよ、ということである。ここでは、〈抜頭〉の舞が林家の「家の舞」であるのかどうかという争点についての結論は示されていないが、このように、天王寺方の林家以外家から処分対象者が出たことにより、結果的に〈抜頭〉を舞う権利があるのは林家の舞人のみと看做されるようになったといえよう。しかし、この処分を通して見えることは、「抜頭一件」の一番の論点は、〈抜頭〉が林家の舞であるのかどうかという点ではなく、それ以外のところにあったということではないだろうか。この点について、以下で考察したい。

この申渡しより、さらに1年ほどを経た享和2年10月18日には、〈抜頭〉の舞の厳島社人からの復伝につき、虚偽を含むあいまいな供述を繰り返したとして岡家に対する処分が、勧修寺家において、武家伝奏勧修寺経逸、千草有政両卿の立会いのもと、以下のように申し渡された(ル、⑮)。

岡昌芳＝岡昌稠の〈抜頭〉の舞伝授につき、楽所としての「伝授之規範」を忘れたことにより、「可為免所居官被仰下」とされる

岡昌稠＝〈抜頭〉の伝承につき、虚偽の申し立てをしたために「可為免官被仰下」となる

この結果、昌稠は、官位を召し上げられ京都にて蟄居の身分となり、昌芳は、それまで勤めていた在京老分も退役し、東儀文暉が老分代を勤めることとなった。「抜頭一件之留」第一には、その他に、季政【東儀出雲守】、文幾【東儀因幡守】、昌清【岡備後守】、如貫【東儀筑前守】、俊柄【東儀】、倫美【岡】²⁴らが、「厳敷御叱被仰付候由」と記載され、「於林家者何之御沙汰も無之冥加至極難有事とも也」とする書面が、在京の林廣猶から届いたとある。10月22日条には、「京都ヨリ昌清、俊柄、昌業三人帰坂之事、則、此度昌稠一件相済候ニ付」と記されるが、このことから、「抜頭一件」のもうひとつの争点が、この岡家の厳島社人からの〈抜頭〉復伝をめぐる一件でもあったとことが理解できる(⑯)。享和元年の舞御覧における〈抜頭〉の舞が出来であった件についての申し渡しが為された後も、岡家の〈抜頭〉伝承に関する不審な点についての追求が武家伝奏により継続された結果として、中心人物とされた岡昌稠への厳しい処分がなされたのであるが、ここで、何が問題となっていたのかは、「抜頭一件之留」第一の10月18日、同22日の記事により明らかになる。

同書によると、「寛政八年天王寺方抜頭舞可有御覧内々御沙汰ニ付、於昌芳宿禰宅同僚参会勤仕之人体評議之時」とあり、事の発端は、最初の「抜頭一件」が発生した寛政8年の舞御覧の担当割り振りの時点に遡ることが分かる。すでに、寛政5年に「厳島社人野坂清記在坂之砌、彼家自往古伝来抜頭舞、神事節連綿勤仕之由申之間所望一見」していた昌稠は、この事をきっかけに密かに安芸に出かけ、厳島社人棚守将監より〈抜頭〉の伝授を受けた。その際、永正6

(1509)年に岡兵部少輔昌歳が、棚守の先祖である野坂才菊へ与えた舞伝授状に〈抜頭〉の曲が含まれているのを見て、厳島の〈抜頭〉は岡家の舞を伝授したものと、「抜頭一件之留」の表記によれば、「猥りに相定」め、〈抜頭〉の復伝を受けたことで、「昨年【享和元年】秋、天王寺方抜頭舞御覧沙汰之節称伝来之由奉仕雖相願不被許、其後伝来之由縁被尋下处、寛政八年復伝之儀隠寛政五年復伝之由詐申」とある。このような復伝時期の偽りに加え、問題となるのは、「出所不慥舞曲」を「自非楽所者受之」、これを「家伝」と称した事であり、これが咎められたのである。つまりは、それまで天王寺方が宮中で舞う機会のなかった〈抜頭〉が、以後、天王寺方にも出番が発生する可能性があるとなった際に、四天王寺においては林家が独占する〈抜頭〉であるが、〈貴徳〉の例もあり、宮中での演奏となれば、林家以外にも舞人として出仕する可能性があるとして、それまで、舞の出番において注目されることがなかった岡家が、このチャンスを掴むことで宮中での舞の出番を確保しようと目論んだことも、この事件にかかる大きな要素であったことが推測できる²⁵。

しかしながら、すでに触れたように、厳島社人棚守将監への〈抜頭〉の伝授は、林家から行なわれたものであり、この時点で、岡家の主張は矛盾をはらんだものとなっている。さらに、棚守将監は、その際に誓約を交わし、「他へ可相伝筋無之候」とされているはずだと、林家は主張している。それにもかかわらず、この棚守氏から岡昌稠は、〈抜頭〉の伝授を、つまりは林家の〈抜頭〉の伝授を受けているのである。この棚守氏の誓約違反の一件のみを取り上げて、同様の例が他にもあることを推測することは無理があるかもしれないが、同じ時期の在京南都方辻家の日記には、いわゆる「非楽所」の者に、舞楽を伝授したとする記録がしばしば登場する²⁶。このことから考えても、この時期、三方楽所楽人と三方楽所関係者以外の人々との間で、雅楽の楽のみならず、舞楽も伝授が行なわれ、その結果として、楽所関係者の関知しないところでその舞が拡がる危険性に対して、四辻家を初めとする関係者がなんらかの規制をかける必要性を感じていたことも、この一件に関係しているのではないかと考えられる。その結果が、岡家楽人に対する厳しい処分となったといえよう²⁷。この点については、後で考察したい。

3) 事件その3＝享和元年の火災と以後の聖霊会での〈抜頭〉欠楽をめぐる騒動

享和元(1801)年12月4日に、四天王寺は落雷による火災のために、その伽藍のほとんどを焼失した。その結果、翌年2月の常楽会および聖霊会に先立って、「焼失後無間候事故早ク相仕舞呉候様」との依頼が、四天王寺の側より天王寺楽所に対してあった²⁸。これを受けて、聖霊会当日、左方の楽舎より連絡担当の沙汰人が右方の楽舎に来て、「夜ニ入候事故新舞二番²⁹、賀殿、地久、還城楽、抜頭略候ニ而相仕舞候由」と左方の意向を伝える。これに対して、右方は、「相定候舞³⁰ハ相勤、新舞ヲ抜候様致し度」と、今までの例により、省略するのは新舞の4曲のみとしたいと回答する³¹。しかし、四天王寺側の意向もあることであるからとされ、この年は、火災直後の非常時であるために、通常であれば18曲舞われる入調舞楽のうち、左方の提案通り四番、8曲を省略することとなり、〈抜頭〉も舞われることなく聖霊会は終了した³²。この一件については、「抜頭一件之留」第一にも、「享和二壬戌年二月廿二日大会之節争論之訳」(A)として記録がとどめられ、「重而者還城楽・抜頭抜候事、不承知可申事」とする

林家側の主張が記されている。

翌享和3年に至っても、四天王寺はいまだ火災からの復興途上であり、通常の次第に従って大会を行なうのは困難であることが予想されたため、同年閏1月20日には、楽所の側から四天王寺に対して、前年に同様の2月の常楽会および聖霊会の実施について確認する書面が提出されている³³。これに対して、四天王寺からは、常楽会、聖霊会ともに、「是迄之通夜ニ入及遅刻候而ハ諸向費も有之」であるから、「弁利之勤方も可有之哉と存候」との意向が示された。そこで、楽所は再び、「有来り之通法事式相勤候事故大会とも存候」として、「嚴重ニ相勤度」と主張する。しかし、このような経緯を経て開催された享和3年聖霊会当日、入調舞楽の半ばになると、楽所左方からは、「去年之通、甘州、林歌、陪臚と右三曲相勤、余者略之可」とする申入れがある。このような状況となる背景には、天王寺楽所の右方は林家を中心とするグループであり、かつ林家では在天楽家が本家であったこと、一方の左方は、東儀家を中心とするグループであり、かつ東儀家では本家が在京であったこともが影響しているといえよう³⁴。このような左方からの申入れに対して、右方の林家は断固抗議するのであるが、話し合いが長引き「本尊へ対し甚不恭之事」を理由に、享和3年の聖霊会においても、〈抜頭〉は舞われないままとなった。この時点では、今までの「抜頭一件」に同様、聖霊会の場における天王寺方の楽家間の対立が原因となった事件であったが³⁵、以後、これが思わぬ方向へと展開していく。

「抜頭一件之留」第二によれば、享和3年3月14日に、「抜頭一件之願書」を認めて、廣猶、廣武、廣勤の3名が四辻家に持参して提出した(E)とある。廣勤は、17日に京都より帰坂後、東儀俊元に対し、林家より四辻家に願書を差出したことを伝え、その控を記録している。その内容は、火災後の混乱の為に聖霊会の入調舞楽が省略され、〈抜頭〉もその中に含まれたことを述べ、〈還城楽・抜頭〉の番が省略されることについて、林家は東儀家に対し、「互ニ家舞之事、迷惑ニ存候得者、於出雲守【東儀季政、〈還城楽〉伝承者】ハ如何被存候哉」と質問したところ、「出雲守申様ハ強而存寄無之、一統評議次第と申候成申分」であり、これを受けて林家からは廣猶、廣勤が、左方の一座東儀出羽守【兼林】に直談判に及んだが、諸般の事情により〈抜頭〉を舞うことなく聖霊会が終ったことについて、「何卒従往古相勤来候通故障無之様、御威光を以被為仰付被下候ハ、林家一統冥加至極難有仕合奉存候」としている。つまり、この時点では、林家としては、聖霊会において〈抜頭〉を舞うことができる状況に戻すために四辻家の権威に頼り、従前に同じく〈抜頭〉が舞える環境を整えたいとする認識のみを持っていたといえよう。

しかし、同年10月には、四天王寺から武家伝奏に対して願書が提出され(F)、この件は、単なる天王寺方楽家間の争論ではなく、より大きな権力によって仕組まれた四天王寺対天王寺楽所の争いへと発展することとなる。その経緯を見ていこう。「抜頭一件之留」第二によると、すでに、享和3年の聖霊会終了直後の2月28日、四天王寺より天王寺楽所に対して、以下の4点について問いたず書面が届いていることがわかる³⁶。

- 1) 聖霊会入調にて、〈納蘇利〉終了後に、左方と右方との間で争論が発生し（これについては、「何等之義哉談合ハ不存候得共」と四天王寺側はしている）、法事の進行が遅延した。

「本尊へ之不敬並一同難渋之事」であるので、早く解決するようにと伝えても、まもなく結論が出るというばかりで時間が過ぎたので、「畢竟、際限も無之事ニ候得者、不得止事此

方斗ニ而還御可奉成旨」と伝えたところ、急に話がまとまったのかそれ以後の舞樂を省略し、〈陪臚〉だけが舞われて還御となったが、このように、遅延することは本尊に対しても不敬であり、また、「世上之流布、此節当山別而歎ヶ敷次第二候間」として、以後このようなことがないようにして欲しい。

2) 上のような事情で〈陪臚〉を演奏するとなったが、その演奏について伝える楽所側の使者が寺僧の詰めている六時堂の前を退出しないうちに、〈陪臚〉の演奏が始まった。こちらの返答も待たずに演奏を始めたことについては、そもそもは、楽所の争論のために法事が遅延していたのであるから、このように関係者の承認もとらずに舞樂を再開するのは問題である上に、このような態度は楽所側が四天王寺を軽視して、自分たちの演奏さえ出来ればよいと思っていることのあらわれではないのか、と質問する。

3) 法事が遅延していたために、〈陪臚〉が始まっても還御の準備がすぐには整わず、その結果、公人の出勤、祝詞を唱えるなどの手順も踏まないうちに、楽所が還御の音楽を演奏し始めたため、前後の列も整わないうちに行列が進行することとなった。これも、楽所の都合を優先して法要を進めようとするからこのようなことになるのではないか。

4) 公人が、〈抜頭〉の舞に際してとまず松明については、「法式同様」に心得ているが、近年は「楽斗」で舞人が出ないこともあり、また、今年のように、全く演じられないなど、楽所の都合での変更が頻繁にあるのであれば、松明も厳密に勤めることは出来ないといっているが、以後どうするべきか。

とするものであった。これについて、「抜頭一件之留」第二では、「返答及相談所羽州【東儀出羽守兼林】案紙被認持参之事」とのみ記されており、具体的な回答内容は、「抜頭一件之留」第三に記される³⁷。それによれば、楽所の側に意図的に四天王寺側が非難するような行為をなしたとする認識はなく、〈陪臚〉の件については誤解ゆえに生じたもの、還御の列が整っていないにも関わらず道行の樂を演奏し始めた理由に至っては、「元來供人諸出仕共左方樂館之前ヲ通進申候事古式」であるのに、昨年より諸役の出入りを六時堂の東の柵から行なうことにしたために、関係者の集合状況が楽所関係者に把握できない状況であったためであり、楽所の側の責任ではないと主張している。さらに、〈抜頭〉上演の際の松明についても、林家から、今後も「古式之通相守候而相勤候様」と回答するだけで、以後の〈抜頭〉の上演のあり方については明確なことを述べないままとなっていたことがわかる。

この四天王寺と天王寺楽所との文書の往返から半年ほどを経た同年 10 月になり、四天王寺は武家伝奏に願書を出す(F)という手段に出るのである。現存する楽所関係の史料ではその経緯が不明であるが、この間の四天王寺側の動向を、四天王寺が所蔵する史料により探してみたい。四天王寺所蔵の文書に、「從享和三癸亥年八月至文化元年甲子年二月 四天王寺聖靈会舞樂衆人仲ヶ間異論及欠樂候一件從禁裏御所御紀明之書記」とするものがあり、その筆者は、年預中之院良順となっている³⁸。同書によると、享和 3 年 7 月 26 日付で京都の日光御里坊より呼び出された四天王寺の関係者³⁹は、8 月 5 日に上京し⁴⁰、同 7 日に面会した勸修寺大納言家雜掌湯川右近より、四天王寺では、「一山之内衆人江入魂茂有之被馴れ合」う状況にあり、それが聖靈会での舞樂の省略の背景にあるのではないかと質問を受け、名代として上京した者は

そのようなことはない」と回答したが、追って文書にて回答申し上げるよにとの指示をうけ、秋野坊と中之院による口上書が、上述の2月の時点で楽所に対して提出した質問状および楽所からの回答書を添えて、提出されていることがわかる。そして、同年10月15日付で、武家伝奏雑掌よりの呼び出し状が届き、同月18日の夜船で上京した中之院ほかの四天王寺関係者は、翌日、勧修寺家雑掌湯川右近から以下のように告げられた。

- 1) 前回の呼び出しは、内密の調査であったため、日光御里坊を通した。
- 2) 今回は、正式な呼び出しである。
- 3) 呼び出した目的は、4年前に、禁裏での舞楽に際しての、〈抜頭〉・〈還城楽〉について、「楽人共不埒有之、既ニ御咎有之」とであるとされたにもかかわらず、昨年、今年と四天王寺の聖霊会で、左方と右方楽人の揉め事が起こり、その結果、舞楽が数曲省略されたことを、関白が聞かれて「右之趣被捨置已後於禁裏御舞楽之節、亦ノ不埒有之候而者甚以恐入候御儀、且者楽人共身分之為に茂不相成」とされ、
- 4) そもそも、舞楽は、聖徳太子の思召しを以て四天王寺に置かれ、「其後禁裏江茂為移于今退転不仕相続」しているものであり、その根幹に関わる聖徳太子の御忌である聖霊会という「大切之法用ニ拘り候儀を此俣捨置候而者宗徒中無念之至」であらうとのこと、
- 5) 以上により、四天王寺から願書を差し出すように、

との指示を受けている。つまり、鷹司関白家の介入により、武家伝奏から願書(F)を提出するよにとの指示があったことが明らかになるのである。関白としては、四天王寺の内部的な問題そのものよりも、この問題が拡大して、再び禁裏での舞楽上演になんらかの影響を及ぼすことを避けたいということもあろうし、すでに楽人に申渡しとして通告した内容が軽んじられているという状況を放置するわけにもいかなかったのであろう。

さて、このような経緯をへて提出された願書(F)において注目すべき点は、以下の通りである。四天王寺としては、聖霊会について、「中古者容易之儀ニ相心得毎度於法会場及故障、殊昨今年者左右之争論ニ而法会場乱席還御遅刻ニ相成、皇太子前へ不敬至極、一山之者無比上歎々敷奉恐入候」としており、ここで「容易之儀ニ相心得」とするのは、楽所のことを差すものと理解できるので、四天王寺としては、聖霊会混乱の原因が楽所の心得違いにあると主張したことがわかる。続いて、「元来皇太子為御法会被為付候楽人之儀ニ御座候処、其趣意忘脚仕候哉、公私も不相弁ハ主務を相惑、殊ニ身分支配違ニ御座候故及引合候而も不相用、無拋彼等之我情ニ相落従来難洩仕候儀ニ御座候」として、本来楽人は、聖徳太子の為に演奏すべき存在であるのにその本来の業務を忘れていること、しかし、身分支配の問題があり、四天王寺が指導力を発揮できないままに困った状況になっていると訴えている。

四天王寺と天王寺楽所との間では、すでに宝暦年間にこの身分支配の問題について争論が起こっている⁴¹⁾。宝暦8年の争論の発端において問題とされたのは、四天王寺寺領地居住の楽人の宗旨人別改帳の提出場所をめぐる争いであり、そこから、四天王寺の支配権が楽人に及ぶのかどうかということが争われた。楽人は、自分たちを「禁裏附之儀」とであると主張し「天王寺法用楽儀語合ニ而相勤来り候事」として、四天王寺の支配下にあるのではないと述べる。それゆえに、四天王寺が大坂町奉行所に提出した書類に、「天王寺附楽人」としていることに強く

反発し、大坂町奉行所からの呼び出しに対しても、「京都同役共御役所へ被召候節者、四辻家へ御通達之上、御下知ニ而罷出候事ニ御座候」として、同様の手続きを要求する。このように、宝暦年間において、天王寺楽人は、自分たちは四天王寺の支配下にあるのではないと主張し、併せて、四天王寺から支給される「配当」を、寺側が「扶持」と称することに異を唱え、これは「知行」であると主張した⁴²。この争論は寺社奉行の預かりとなり江戸での裁判が継続したが、結局、宝暦12年4月に「内済」となり、楽人が京都楽奉行四辻家の支配下であることは歴然としているのであり、楽人が四天王寺から受取る「配当」の名目については、以後は拘ることなく、今後も四天王寺での楽儀を継続するようにとされた。この結果、四天王寺としては、天王寺楽人に身分に関する支配権を発揮することができなくなったのであり、そのことが、今回の「抜頭一件」における武家伝奏への願書における文面にも示されている。

このような状況であるのでということであろうか、四天王寺は、武家伝奏に対して、「向後聖霊会者勿論、其外諸法会之砌、旧格を以申達候趣、平和ニ相互嚴重ニ相勤、皇太子前へ不敬之儀無御座候様、思召以被為仰付被下置候ハ、冥加至極之仕合可奉存候」としている。つまり、武家伝奏の指導のもとに、聖霊会をはじめとする四天王寺での法要を、本来あるべき状況に戻して執行したいというのであるが、この文書そのものが、上述のように、鷹司家の介入のもと、武家伝奏の側から提出を求められて出された願書であったわけであるから、その通りとなることが予想されているものである。さらに、楽人側の史料には記録がないが、四天王寺側の史料によると、この願書に添えて楽人の動向について報告する⁴³ものと、以下の口上覚が提出されたことが分かる。すなわち、「皇太子聖霊会之儀者大切成会式ニ御座候ニ付往古者右会式相済早速奏聞仕候処、中古に欠如、無其儀ニ付容易之儀ニ相心得毎度於法会場楽人故障」として、かつては聖霊会の終了次第その報告がなされていたこと、それが行なわれなくなったために楽人が気ままな行動をとるのだとして、「向後会式後早速以奉札御両伝江御注進仕候様」として、以後、聖霊会終了の知らせを武家伝奏に伝えることとしたいと願ひ出たのである。

これを受けて、武家伝奏からは、四辻家を通じて楽人側に対する6ヶ条の質問(G)という形で取調が行なわれた。その質問への回答を求められた天王寺楽所の対応で注目したいのが、林家の主張である。林家が終始主張することは、右方、すなわち自分たち林家側と、左方の楽家が主張する内容は異なるものとなるであろうとして、伝奏への回答も、天王寺方一統としてではなく、右方の林家と、左方とで個別に行なうというものである。その根拠は、上述の同年3月の時点で四辻家に提出した願書がどのように処理されるのかという問題があるから、というものである。すなわち、林家の側としては、自分たちは、聖霊会を嚴重に勤めたいが故に〈抜頭〉を上演したいと主張したのであって、それを省略せざるを得ない状況としたのは左方の責任であり、まずは、左方から右方に対する「和睦」があつて然るべきであろうというのである。それが無い限り、林家は、聖霊会での混乱の責任について、左方の楽家とは異なった立場を唱えざるを得ないために、「抜頭一件之留」第三にあるような、「此度伝奏方ヨリ御尋之趣各様御返答如何哉、能ハ相考へ候処、聖霊会争論ニ而遅刻ト相成候故天王寺ヨリ之願書出、右ニ付御尋之条ハニ御座候得者、各方御返答、拙者共御返答可申上趣意ト定而相違致し可申」とある林廣勤の主張がなされたのである。

したがって、これらの6ヶ条の質問に対する回答案は、林家の記録である「抜頭一件之留」には、林家のものしか残されておらず、左方の主張については不明であるが、これ(G)によると、質問内容は、1) 聖霊会にて楽人間の争論により遅滞があったが、その争論の内容はどのようなことか、2) この争論の場における上臈の判断はどうだったのか、あるいは、下臈が我意を通そうとしたのか、仲間内での取り計らいはどうだったのか、3) 天王寺方へは昨今、仰渡もあり、「別而和平静ニ可相勤之处」であるのに、このような行為に及んだのはいかなる心得なのか、4) 天王寺楽人と称する由来について、5) 聖徳太子の御忌の舞楽をいかなるものと心得ているのか、我意に任せて舞楽を省略したのはどのような経緯によるのか、6) 聖霊会の古目録などを提出せよ、というものであったことが分かる。このうち、4)と6)については、天王寺方としてまとまった内容が提出可能であったが、それ以外については、林家の主張は、聖霊会での混乱は、「左方之意に任せ申候」となった結果であり、この件についての指導は、左方に対して為されるべきであるとなるわけである。しかしながら、このような天王寺方楽家の左右に分かれての主張が受け入れられるはずはなく、四辻家からは、天王寺方一統としての回答書を提出するように指導があったとの記載があるものの、最終的な回答書がどのようなものとなったのかは、「抜頭一件之留」には記録されていない。

この件については、享和4年2月8日に申渡し(K)があった⁴⁴⁾のであるが、それによると、申渡しは、「天王寺方楽人一統」に対してなされたものとなっており、回答書も最終的には、左右の意見をまとめたものが提出されたのかもしれない。加えて、老分である東儀出雲守(在京老分季政)、岡播磨守(在天老分)の2名に指導力が不足していたとして「一分可差控事」を申し付けるもの、および、当事者としての林廣猶に「弥和睦謹慎可相勤事」を申し付けるものがあった。林廣猶は、別に四辻家からも申渡しを受けたとされるが、これについての記録は残されていない⁴⁵⁾。

ここでは、武家伝奏から天王寺楽人に対して、どのような申渡しがなされたのかを確認しよう。まず非難されているのは、すでに、宮中舞御覧での〈抜頭〉をめぐるトラブルの結果、このような問題を惹き起こすことなく四天王寺でも舞楽を全うすることとされていた⁴⁶⁾にもかかわらず、同様の問題を発生させたことであり、その結果、「自今相定候目録之通必可奉仕候、若有他之事故無是非可省略時、則於抜頭者、重被仰出之根源ニ候得者以他舞略之、此舞必可相勤候」とされて、結果的に、聖霊会での舞楽は、原則として目録に定める全曲を舞うことが前提となり、万一、省略することがあっても、〈抜頭〉は必ず舞うこととされた⁴⁷⁾。上述の四天王寺側からの願い出のとおり、以後は聖霊会の終了とその状況について武家伝奏にあてて報告を行なうことが義務付けられたことも知られる。このような取り決めのもと、同年2月19日には、天王寺楽所として林家に、聖霊会での〈抜頭〉の上演に際して、松明の件などで、四天王寺側ともめないようにとする要望書(M)が出されるなど、楽所としてもスムーズな進行を意識していたことが分かる。こうして、以後の四天王寺の聖霊会は、舞楽の上演に関しては、享和の火災以前の状態に戻った⁴⁸⁾のである。つまり、鷹司関白家の介入のもとでの武家伝奏の指導により、享和の火災をきっかけとして揺らぎかけていた四天王寺における聖霊会の舞楽の伝統が護られたのである⁴⁹⁾。そして、それは、単に四天王寺における舞楽の伝統を保った

めという意味だけではなく、三方楽所の一方をなす天王寺楽人が、その本拠地でおこしたトラブルの影響が禁裏での舞楽上演に及ぶことを避け、今後も禁裏での舞楽を恙無く行なうことが出来るようにとする配慮の元に為された介入でもあったといえよう。

おわりに

「抜頭一件之留」にはもう 1 冊、「抜頭一件附録 中之院・後藤左一郎一件之留」とされる記録⁵⁰がある。四天王寺聖霊会について武家伝奏よりの申渡しのあった翌年、文化 2 年 2 月 21 日の夜に、中之院が岡昌清宅を訪問し、「聖霊会舞楽奉仕次第・参勤人数委敷相認並不参病氣故障御用ニ付不参など書付、関白様へ差上候様被仰付候旨ニ付、書付差出呉候様」とする依頼があったとする記事から、この冊子の記録は始まっている。しかし、その後、このような依頼が関白家からなされていないことが明らかになり、中之院をはじめとする関係者が、京都町奉行所で取調べを受けることとなる。

ここに関わっていたのが、先の文化元年の「抜頭一件」において、関白家および武家伝奏と中之院との取次ぎ役として関わっていた後藤佐七郎である。中之院が岡昌清に述べたような関白家からの依頼は事実ではなく、四天王寺所蔵の文書「京都西御奉行所曲洌和泉守殿御役所ニ而中之院御吟味一件記録」⁵¹によれば、後藤佐七郎は、中之院に対し、「京都去御方」よりの依頼と告げただけであるが、それでは楽人は承知するまいと考えた中之院が、鷹司関白家からの依頼であると楽人に告げたこと、さらには、その依頼人として、鷹司関白家内の林三位という人物の名前を挙げたことが、後の京都町奉行所での尋問により明らかとなる。

同書によれば、先の文化元年の「抜頭一件」が落ち着いた後、中之院は上京した機会に、親しくしていた在京の林廣猶に対し、「此度結構成仰、御家抜頭之儀も結構に相成御同慶ニ可有之」と挨拶をした⁵²ことが記されているが、その際に、林廣猶から関白家に親しい人物の紹介を頼まれ、後藤佐七郎の名前を挙げている。「京都西御奉行所曲洌和泉守殿御役所ニ而中之院御吟味一件記録」によれば、廣猶が、鷹司家への仲介を中之院に依頼した理由は、在京の楽人は聖霊会には「不残下坂致之所、近年私用ニ而仮病申立不算勝手ニ候間、何卒已来御用之外ハ不参無キ様御上ヨリ御言葉ニ而も出候様仕度」とするもの⁵³で、中之院は、この林廣猶の依頼の鷹司家への仲介を後藤佐七郎に託した。同年 10 月には、後藤からこの旨を関白家に伝えたとの話があり、その翌年文化 2 年の聖霊会に後藤から上記の名簿提出の依頼があったために、中之院は、その「去御方」を関白家関係者ではないかと推測し、勝手にその名前を出したとするのであるが、このことについて、京都町奉行所において厳しく追及されたのである。

この一件の経過についてはここでは詳しく触れることはしないが、文化元年の武家伝奏からの申渡しのある前年の享和 3 年ごろから、天王寺楽所関係者の中では、聖霊会に際して、関白家の「横目付」、つまり、監視者が派遣されているという噂も立つ⁵⁴など、聖霊会での舞楽執行に対する鷹司関白家の関与が強く意識されていたことが同書により明らかである。すでに述べたように、「抜頭一件」においては、発端となった寛政 8 年の事件から、林家の願書提出により関白家との関わりが発生しており、文末の附表の享和 2 年 6 月 27 日の項(B)に示したように、すでに、同年 2 月の聖霊会での〈抜頭〉欠楽が争論の発端となった享和 2 年の 6 月の時

点において、四天王寺には〈抜頭〉の件について禁裏よりも問い合わせがあるとして、年預中之院が、翌年の聖霊会での〈抜頭〉について心配していることが楽人側の記録に残されており、このことから、楽人の側でも、この一件に関する鷹司家の関与は認識されていたのであろう。

このように、鷹司関白家の関与があったことが、事が楽所内部だけに留まらず、四天王寺との関係にまで拡大した「抜頭一件」の3番目の争論におけるまで、一貫して大きな影響を与え続けたことが、関係史料からは垣間見える。さらに、4番目の事件に関する「京都西御奉行所曲渚和泉守殿御役所ニ而中之院御吟味一件記録」の記載事項からも、聖霊会での「抜頭一件」発生背景には、聖霊会舞楽の伝統の墨守を是とする傾向が強い林家と、それ以外の楽家との間の意識の差があったことが確認でき、このことも、この一件の要因として注目すべきである。

さて、「抜頭一件」の最初の2つの事件については、同じく舞楽の伝統保持という観点から、楽奉行四辻家が〈抜頭〉の伝承について調査した一件であるといえるが、ここでは、天王寺方内部の伝承者の正統性の問題とともに、三方楽所の楽人が、「非楽所」の者から〈抜頭〉の復伝を受けたことが大きな問題として取り上げられている。その背景にあったこととして、本稿では、『楽所録』に含まれる辻家の日記を例として、この時期に、「非楽所」の人々への舞楽伝授が盛んに行なわれていたことに触れた。そこで行なわれた伝授は本人に限ったものであり、伝授された者は、他者にこれを伝えてはならないとする誓約書が交わされていることが明らかであるにもかかわらず、実際には、〈抜頭〉の復伝に示されたような新たな伝授が行なわれていた可能性があり、このことが、舞楽の伝統保持の観点から問題であるという意識が、当時の関係者の中に存在したことも「抜頭一件」の背景にあったといえよう。それゆえに、この一件に関係して、厳島社人へも通告がなされた(16)のであろう。さらに、三方楽所への規制を示す例として、『楽所録』に残される記録を紹介したい。

『楽所録』第64は、三方楽所老分が楽奉行四辻家に提出した文書の控えを記録した「諸願書並雑記」の一冊であるが、ここに享和2年10月18日の勸修寺殿での天王寺方関係者への申渡しの記録が残されている。反面、それまでの経緯については、この「諸願書並雑記」および辻家の日記にも全く触れられることがない。つまり、この申渡し以前においては、この一件は、天王寺方の事件であり、三方楽所としての関わりはないとされていたことが推測される。しかし、この申渡しの場には、三方老分も同席⁵⁵し、上述の申渡しの内容を同席して聞いた後に、楽人一統にあてられた申渡しについて、「抜頭一件之留」には記録されていない三方老分としての請書としての形式でこれを承ったことが記されている。すなわち、「右之趣被仰渡楽所未々迄為申聞一統奉承伏候、此段宜御沙汰奉願候、以上」として、四辻大納言様御内山路右兵衛尉殿にあてて、東儀河内守(文暉)、安倍信濃守(季慶)、窪甲斐守(近寿)の三方老分連名による請書が提出されている。つまり、この10月18日に武家伝奏家からの申渡しの内容は、ただ単に天王寺方および岡家に対しての通告ではなく、三方楽所全体に対しての通告でもあったことが明らかになるのである。本稿においてもすでに触れたが、天王寺方が引き起こした事件である「抜頭一件」は、三方楽所全体に及ぶ事件となったことが明らかになる。

この書面では具体的な事例などに触れているわけではないが、岡昌稠の事例をもって、三方楽所楽人全員にあてて、先に紹介した辻家の日記にみる「非楽所者」への舞楽伝授の在り方、

そして、その「非楽所者」から楽所関係者への複伝というあり得ない状況が発生するような当時の三方楽所の実態に対する支配関係者側の何らかの引き締め策が必要であるとする姿勢を示そうとする意図が見受けられるといえよう。そして、その中心に存在したのが、鷹司関白家であったことが、「抜頭一件」を考察することで明らかになったといえるのではないだろうか。つまり、「抜頭一件之留」に残された 4 つの事件は、天王寺方の〈抜頭〉の舞をめぐる争論をきっかけとして、三方楽所楽人の直接の支配者である四辻家、その上位にあって楽人の身支配にかかるとされる武家伝奏、さらには鷹司関白家というより高度なレベルでの支配関係者が、禁裏の権威にもかかるとされる舞楽演奏の伝統保持に関する介入を行なった一例であったと理解できる。

最後に、この「抜頭一件」に絡んで、「抜頭料」をめぐる林家と四天王寺との争論もあったことにも触れておきたい。聖霊会での〈抜頭〉の上演に際しては、松明をかかげ、提灯をとすなどの特別な所作が行なわれていたことに加え、その舞の担当者である林家に対し、高 3 石の支給が四天王寺よりなされていたらしい⁵⁶。「抜頭一件之留」第三によると、「抜頭料」と称したものを慶安年中より毎年頂戴していること、その高三石は、「合力米」であること、さらに、「宝暦年中公事中聖霊会舞楽無之候処、右公事相済候後滞之分御渡し被下候義も御座候、享保八卯年、明和七年二月抜頭舞人故障ニ付楽斗相勤申候、両年とも高三石無子細御渡被下候義」と記されている。そして、その詳細は不明であるが、「四天王寺舞楽之記」第 11 の寛政 12 年 12 月 23 日条⁵⁷に、「高三石之義ハ合力米と申事明白之事候へ共」として、この高 3 石の支給をめぐって、四天王寺と林家との間で揉め事があったらしいことが記されている。その翌年、享和元年の火災を挟んで、文化度の「抜頭一件」が発生しているために、この後は、この高 3 石に関する記事は「四天王寺舞楽之記」には見当たらないが、この「抜頭一件」落着後の記録として、上の「抜頭一件之留」第三の記事がある。そこでは、上の引用部分に続き、「寛政十一年分何卒比度御渡し被成下奉願候」とあり、未払い分は寛政 11 年分だけであると判断できるので、享和元年以後の火災による混乱期の聖霊会において〈抜頭〉は舞われなかったものの、「抜頭料」は支給されていたものと推測される。

この記事から、遅くとも慶安年中には、〈抜頭〉が林家の舞となっていた可能性が示唆されるとともに、聖霊会における〈抜頭〉の舞は、その特殊な演出に加え、このような特別手当の支給も行われる特別な舞であったことが分かる。そして、このような特別手当の支給がある〈抜頭〉の舞を林家が独占していることに対しては、天王寺方の中での不満や反発があったものと推測され、このように考えると天王寺方としての「抜頭一件」の背景にあったものは、単に「芸」の独占をめぐる問題だけではなく、金銭的な問題も絡んでいたことが見えてくるのである。

【附表】『四天王寺楽人林家楽書類』『抜頭一件之留』のうち本稿に関係する記載事項一覧

「抜頭一件之留」全四冊のうち、第一から第三に記載される 3 つの事件に関する記事は、必ずしも時系列にそって記載されているわけではなく、特に、第三「抜頭一件ニ付京都往来日次之抜書」の記事には、第一および第二の記事と重複する、あるいは、それぞれの記事の補完となる記録が多く記載されるために、この 3 冊の記録を冊子毎ではなく時系列で整理することで、それぞれの事件の流れを整理したものが以下の表である。

表中では、事件その１）寛政８年の舞御覧に関する記事は丸付き数字で、事件その２）享和元年の舞御覧に関する記事はカタカナで、さらに、事件その３）となる享和２年以降の四天王寺聖霊会に関する記事はアルファベットで整理記号を付し、それぞれの記事の時間的關係が明らかになるように整理した。第三より補った記事については、整理記号を付さず、◎でこれを示した。

	年月	出典	関係者	内容	備考
①	寛政 8 (1796) 2月26日	(一) (三)	京都老 分⇒ 在天楽家	三月の南殿舞御覧の目録が届く 在天楽家よりの参勤人数を知らせるよとのこと。	* 1
②	2月27日	(一) (三)	在京林 廣猶⇒ 在天林 廣勤	〈抜頭〉を林家へ申し付けるにつき、四辻家は、芝・東儀両家の意見を聞く	* 2
③		(一)	廣猶⇒ 廣勤	〈抜頭〉は中止、〈散手・貴徳〉に	
④		(一)	文暉⇒ 廣猶	2月晦日、〈納蘇利〉を童舞で文恭に舞わせる願書を出すについて在京林家廣猶に相談がある	
⑤		(一)	廣猶⇒ 四辻家	四辻家雑掌山路に、〈抜頭〉中止の件について、その経緯を確認する。芝・東儀家からは口上で従前に同じく担当させて欲しいとの要望があり、南都・天王寺方老分は、どの家というのではなく左方・右方への命であればよいと言ったとの話である。	* 3
⑥	3月3日	(一)	四辻家 ⇒ 廣猶	〈抜頭〉を林家に、とするのではなく、天王寺方一統へと命じるのは問題ないか。天王寺方としては、この舞を林家に仰せ付けになるなら、悶着が起ころといっている	
⑦		(一)	廣猶⇒ 四辻家	〈抜頭〉を天王寺方として申し付けるとは、思いもよらないことであり、天王寺では、〈抜頭〉はすでに300年にわたって林家の舞であるとして、林家の舞であることを主張する	
⑧	3月3日	(一)	四辻家 ⇒	舞御覧は3月15日、雨天の場合は16日、〈還城楽・抜頭〉は中止、〈散手・貴徳〉になるとの申渡しがあ	

			廣猶	った	
⑨	3月4日	(一)	廣猶⇒ 日野殿	昨日の通達によれば、〈貴徳〉、〈納蘇利〉ともに東儀家の出番となり困惑している。そこで、内々に日野殿にこの件について、とりなしのお願いを申し上げるが所労中なので取り計らいは難しいといわれ、鷹司殿にお願いするようにと指示される	
⑩		(一)	廣猶⇒ 鷹司家	口上書を提出して、経緯を説明し、いままでの事情から、舞御覧にて林家が走舞の出番を失うことを避けたいと訴える 鷹司殿より、林家から四辻家に願い出るように、その上でとりなしをしよう、という好意的な回答を得る	* 4
⑪		(一)	廣猶⇒ 四辻家	〈貴徳〉・〈納蘇利〉両曲ともに東儀家が舞うのは困るとの申し出を行なう	
⑫	3月5日	(一)	四辻家 ⇒ 廣猶	四辻家で東儀河内守文暉を呼び出したところ、文恭が体調不良であるので童舞を願い下げることとなったので、その旨を林家に伝える	
⑬		(一)	廣猶⇒ 鷹司殿、日野殿	四辻家で取り扱うべき事で両家を煩わせたことを詫びながら、〈抜頭〉の舞一件についてお願い申し上げたかったので、と挨拶を行なう	* 5
イ	享和元年 (1801) 8月10日	(一) (三)	在京老 分⇒在 天楽家	小御所舞楽の開催についての連絡、目録など 〈抜頭〉は林家の廣猶に	
ロ	8月17日	(一)	廣猶⇒ 廣勤	体調不良であるが、〈抜頭〉は秘手を演じたいとの連絡	
ハ	8月20日	(一)	在京老 分⇒ 在天楽 人	小御所舞御覧は8月26日、参勤人数、楽目録、役付が下される 〈抜頭〉は廣猶が担当し、古面の使用を希望	
ニ	8月22日	(一)	四辻家 ⇒ 廣猶	〈抜頭〉につき、古面の使用を願い出たが、御所の面を使うようにとの回答	
ホ	8月26日	(一) (三)	当日の 記録	御用前一方より彼は申立候趣 「管方・打物等殊之外急速不出来ニ付御尋之儀共有之、委細之義別帳ニ有リ」	

「抜頭一件」をめぐる考察

				(三) 古面使用の願い出が却下され、御所の面を使用したこと	
へ	9月3日	(一) (三)	廣猶⇒ 廣勤	先般の舞御覧の不出来に係る質問があったので、〈抜頭〉上演の記録などを京都に知らせるように (三) 今月晦日に先の〈抜頭〉の件についての仰渡がある	
ト	9月4日	(一)	廣勤⇒ 廣猶	〈抜頭〉につき、四天王寺での上演記録を書き抜き送る	
チ		(一)		廣猶が提出した願書の控	
リ	9月7日	(一)	廣猶⇒ 廣勤	四辻家への回答書の写しが送られてくる	
◎	9月22日	(三)	廣猶⇒ 廣勤	四辻家への回答に付き相談したいので、早急に上京するように	
◎	9月23日	(三)		廣勤上京	
ヌ ⑭	9月26日	(一) (三)	四辻家 よりの 仰渡 ⇒ 林 廣 猶 以 下 関係者	(本文参照のこと)	
			⇒ 天 王 寺 方 一 統	「自今堅相守一方和睦猶更家業大切芸道励精可格勤事」	
A	享和2年 2月22日	(一) (三)		四天王寺聖霊会での争論について	
◎	6月7日	(三)		四辻家に提出する〈抜頭〉願書作成	
B ◎	6月27日	(三)	中之院 ⇒ 廣勤	〈抜頭〉の件に関しては、四天王寺に対しても、禁裏より度々お尋ねがある 昌稠の件もあり、この春の聖霊会でも〈抜頭〉の舞が舞われなかったため、以後は、このような問題がないようにしたい	
◎	8月13日	(三)	廣猶⇒ 廣勤	厳島への〈抜頭〉伝授につき、内々で四辻家よりお尋ねがあった。昌稠が上京して四辻家に逗留させられている件	
◎	8月26日	(三)	廣猶⇒ 廣勤	廣猶からの書面に基づき、東儀兼林に厳島の件につき尋ねたところ、広猶ではなく老分の指図にしか従	

				わないとの反論、については武家伝奏よりの指図をいただきたいと廣猶に連絡する 昌稠が、18日以来、京都で武家伝奏の取調を受けていることに関して廣猶に「厳島へ舞曲何々相伝へ有之哉」とする質問がある	
◎	9月2日	(三)	京都→ 在天楽家	昌清、俊昞へ四辻家よりの呼び出し 関係者上京	
◎	9月6日	(三)		昌稠、昌清、俊昞、武家伝奏より呼び出しがある	
◎		(三)		昌清、俊昞、念仏会出仕を理由に下坂し、16日夜、舟にて上京	
ル ⑮	10月18日	(一) (三)	武家伝奏→岡昌芳、昌稠 ⇒楽人一統	〈抜頭〉の伝承に関する岡家に対する申渡し (本文参照のこと) 楽人一統への申渡し	* 6
⑯	10月22日	(一) (三)	老分代文暉→ 在天楽人	仰渡しの内容の書付 関係者の帰坂、此の件が落着したこと	
		(一)	厳島社人棚守将監への仰渡	「厳島社祭ニ用來者一社限之儀有之」 「自今相用之儀者不被差止候、但樂所輩者勿論他所者へ伝授之事堅可為無用御沙汰之事」	
	?	(一)	伝奏→ 廣猶	菰相模守【廣景】の〈抜頭〉伝承に関する申し立てについて	
ヲ ⑰	?	(二)	廣猶→ 伝奏	上に対する回答書	
◎	12月2日	(三)	廣猶→ 廣勤	厳島への仰渡書の控を送付する(別帳とあるのは、第一のことで記事⑯のことか?)	
◎		(三)		昌稠、禁足のため在京中の費用について、天王寺方として一貫目の借金を願いたい	
◎	12月25日	(三)	京都老分→	昌稠、在京中の費用について、先の借金を天王寺方としては拒絶したが、四辻家雑掌山路よりの願いに	

「抜頭一件」をめぐる考察

			在 天 楽 家	よりこれを認めることにしたので、在天においても承認されたい	
C	享和 3 年 2 月 22 日	(二) (三)		四天王寺聖霊会での争論	
D	2 月 28 日	(二)	四 天 王 寺 ⇒ 楽 所	聖霊会での楽人争論による法事遅延についての質問状 ⇒羽州【兼林】が返答書の案文を作成	
E	3 月 14 日	(二) (三)	林家⇒ 四辻家	聖霊会〈抜頭〉の件につき、願書を提出 【廣猶、廣武、廣勤三人同道ニ而四辻家へ持参】	
E	3 月 17 日	(二) (三)	廣勤⇒ 東 儀 俊 元	四辻家に〈抜頭〉についての願書を提出した旨を伝える	
E		(二)		四辻家に提出した願書の控	
◎	3 月 29 日	(三)		四天王寺への返答書、東儀兼林、案紙持参の事	* 7
F	10 月	(二)	四 天 王 寺⇒ 武 家 伝 奏	聖霊会での楽所の動向などについて願書提出	
G	11 月	(二)	武 家 伝 奏 ⇒ 四 辻 家 ⇒ 楽所 林家⇒ 四辻家	六ヶ条の質問状 それへの回答書（提出日不明、第三に記録される以下の一連の記事以降か？）	
◎	11 月 5 日	(三)	京 都 老 分 季 政 ⇒廣勤 廣勤⇒ 東 儀 季 政	四辻家よりの仰渡 武家伝奏よりのお尋ね 返答書を差出すように 兼林⇒昌清、俊昞、上京中につき、下向を待って回答書を伝奏に差出すようにしたい しばらく時間の猶予をいただきたい	
◎	11 月 9 日	(三)	東 儀 兼 林⇒ 林廣統	両人の下向がないので、伝奏へ、回答が遅れることへの願書を提出すべきか⇒季政へ 願書の控【天王寺方惣代林豊前守廣統＝廣勤父】	

			廣 統 → 季政		
◎	11 月 13 日	(三)	京 都 老 分 季 政 ⇒ 廣 勤	伝奏への回答書が遅れる旨、四辻家へ願い出て、四辻家より伝奏へ願書を提出したが、認められず、左方東儀出羽守【兼林】、右方林肥前守【廣勤】、上京するようにとのこと 在天楽家の会合＝四天王寺から伝奏に提出した願書についての召還であり、左右別々に呼出されているのであり、右方の林家の主張と、左方の言い分は相違するであろうとして、林家は、即日、上京する	
◎	11 月 14 日	(三)	上京	廣猶宅にて相談、願書作成＝願書は前巻にあり＝Fのことか？	
◎	11 月 15 日	(三)	廣 勤 → 老 分 季 政、四 辻 家	御返答書を関白家に持参し高橋氏に内覧し、鷹司政熙にも内覧を願い、その後本紙を認め、老分季政へ持参し、 四辻家にも持参するが、回答書が林家よりのものと、天王寺方一統のもので別々になることを伝えると、それは良くないとの回答	
		(三)	廣 勤 → 季 政	四辻家での話を報告、 東儀兼林よりの書面が届き、回答書の提出を百ヶ日延引してほしいとの願書 それを四辻家に持参するが、とにかく上京するようにとのこと	
◎	11 月 17 日	(三)		兼林よりの書状が京都に届いたとのこと	
◎	11 月 18 日	(三)		兼林の上京予定を確認、巳刻、俊柄が上京予定とのこと 兼林よりの連絡で、未刻に四辻家に参上するようにとのこと 四天王寺より伝奏への願書に基づき伝奏から楽人に下された質問状への回答を、右方林家と天王寺方として、別々に回答するのは良くないとの指導	
◎	11 月 19 日	(三)	林 家 関 係者宅	中之院が訪問して、伝奏から呼ばれたこと、日光宮御里坊にも呼ばれていることを伝える	

「抜頭一件」をめぐる考察

◎	11 月 21 日	(三)		俊昞同伴にて、四辻家へ 伝奏方の件ではなく、この春に林家より〈抜頭〉の 件で提出の願書について、四辻家扱いとなったので、 その申渡しをするとのこと。廣勤に見せ、納得でき ない部分があれば、申し立ては受け付けるとのこと。 老分季政も同席。	
◎	11 月 22 日	(三)	高 橋 兵 庫 頭 と の面談	季政が来訪、廣猶、廣武と相談、夜、高橋兵庫頭宅 を廣猶、廣勤が来訪、四辻家からの申渡書の一件に 驚かれる。関白の指示でもないために、このままでは 収拾は付くまいとのこと。その他、内々の指示を受け る。	
◎	11 月 23 日	(三)		四辻家への提出書面につき相談、書面作成 (これは H にあたるか)	
◎	11 月 30 日	(三)	季政⇒ 廣勤	季政より呼出し、四辻家に、本日午刻までに御請書 を出すことと伝えられる (21 日の件についてか) 夕方、俊昞、廣勤、季政、同道にて四辻家に請書持 参、「己来互ニ申分無之様相慎相勤可申段被申聞候 也」	
		(三)	四 辻 家 ⇒ 天 王 寺 方	御尋六ヶ条への回答を三日中に差出すこと、林家か らの返答書は、春の四辻家への願書の一件について 記したところを抜いて差し出すようにとのこと	
◎	12 月 1 日	(三)		老分季政宅にて会合、回答書は、老分の責任で文案 作成すべしとなるが、内容に左方は納得せず、左右 別の回答書提出にこだわる	
◎	12 月 2 日	(三)		林家としての回答書を四辻家に提出、春の林家より の願書についての四辻家の仰渡しにお礼 天王寺方としての返答書は未提出とのこと	
◎		(三)		享和 3 年聖霊会の後、四天王寺からの質問状に対す る俊元執筆になる回答書の控	* 8

H	12月3日	(二)	東 儀 家・林家 ⇒ 四 辻 家	回答書の内容に左方と右方とで意見の相違があるとしながらも、「和睦」を申しつけ下されば、以後「無故障在来之通相勤可申候」として、伝奏からの和睦勧告を求める	
H		(二)	四 辻 家 ⇒ 伝 奏 ⇒ 四 辻 家	伝奏から、上の願書は差し戻される 四辻家からならまだしも、楽人からのそのような要求は受け入れられない	
I		(二)		11月24日に四辻家に提出した願書の控	
J	12月	(二)	天 王 寺 方⇒ 四辻家	質問状への回答書	
K	享和4年 2月8日	(二)	四辻家 ⇒ 天 王 寺 方 一 統	楽人への仰渡の控 聖霊会においては、定められた曲目はすべて舞うこと 寺僧と、「互ニ不失礼譲和平可有勤行候」 「自今己来聖霊会遂行之事可有注進候、若於有不法之事者其趣委曲速可注進候事」	
L	2月9日		文幾⇒ 俊元 俊 元 ⇒ 廣 勤 ⇒ 天 王 寺 方一統	京都文幾より俊元のところに届いた書状であるが、廣勤が在天老分であるので、老分から一統へ回文して欲しいとのこと。 東儀出雲守【季政】、岡播磨守【昌清】、林日向守【廣猶】への申渡し	
			廣 勤 ⇒ 廣猶	仰渡しの件、さらに四辻家からの仰渡し（内容の記載なし）	
M	2月19日	(二)	天 王 寺 楽 所 ⇒ 林家	〈抜頭〉の松明の件などでもめないようにとの要望	
			廣 勤 ⇒ 中之院	松明の件について話し合い	

N	2月20日	(二)	林家→ 天王寺 楽所	回答書	
◎	12月25日	(三)	林 廣 勤 ⇒ 四 天 王 寺	高三石の件、寛政11年分が未払いになっているので これを受け取りたいと四天王寺中之院に申し出る	*9
◎	12月26日	(三)	中 之 院 ⇒廣勤	三石を渡す旨の返書	
◎	12月	(三)		昌稠御下行の記事	

- *1 当時、宮中など京都での楽儀については、在京老分から在天楽人の出仕状況を確認し、出仕する権利があっても参勤しない在天楽人の代理を在天から出すか、在京から出すかなどの調整をした。逆に、聖霊会など、天王寺での楽儀については、在天老分から、在京老分への問い合わせがなされた。
- *2 第三では、28日付になっている。なお、注11でも述べているように、この記録の第一次作成者は林廣勤であると判断されるので、在天林家と在京林家との間での書面の往返は、主に林廣勤（肥前守）と林廣猶（日向守）との間で為されたものとする。
- *3 つまり、左方の舞、右方の舞としては、〈還城楽〉と〈抜頭〉とが入れ替わって演じられるのは構わないが、〈抜頭〉を芝家に、〈抜頭〉を林家にと名指しで仰せ付けになるのは、今後の例となる事態を招きかねないのでいかがなものかとする意見である。
- *4 鷹司家では、雑掌高橋兵庫頭が、林家より〈抜頭〉の伝授を受けていることもあり、「抜頭一件」については、この後も林家に好意的であるように見受けられる。
- *5 この後に、本文中でも触れる「油断ならさる文暉心体、後々為心得申置事」とする記事がある。
- *6 この申渡しへの請書は、『楽所録』第64に残されており、これによれば、ここでの楽人一統とは、天王寺方楽人に限られたものではなく、三方楽所楽人全体を指していることが分かる。
- *7 この回答書は、第三の*8の場所に記される。
- *8 *7参照のこと。なお、この後の経緯は「抜頭一件之留」には記載されていないが、本文において述べたように、四天王寺文書によれば、鷹司家の介入のもと、伝奏からの指導により願書が提出されたことが分かる。
- *9 この高三石については本文中で触れるが、「抜頭料」として、四天王寺から林家に支払われたものであり、聖霊会での〈抜頭〉の演奏に際し、特別手当が支給されていたことが分かる。

- 1 応仁の乱により不足していた京都方楽人を補うために、右方楽人として天王寺楽所からも宮中儀式に出仕するために数名の楽人を召したことにより、従前の京都方・南都方に天王寺方が加わる形で天正年間、おそらく天正 5 年ごろに、三方楽所が成立した。天王寺楽所から京都に召された楽人たちは、天王寺の地を離れて京都に在住することとなり、天王寺方在京楽人と称された。天王寺に残った楽人たちは在天楽人と呼ばれた。天王寺方では、在京楽人を統括する在京老分と、天王寺に在住する楽人を統括する在天老分をおき、京都と天王寺との公的文書の往来は、それぞれの老分の間で行われた。なお、天王寺方においては、家ごとに在天と在京に分かれたのではなく、林・東儀・菌・岡の 4 家のなかで、それぞれに在天の家筋と在京の家筋に分かれていた。このうち、このうち、以下で論じるように天王寺方の勢力を二分するが故になにかと対立していた林家と東儀家については、林家本家筋が在天、東儀家本家筋が在京となっていたことも、事件を複雑にする要素の一つであった。
- 2 芸能史研究会編『日本庶民文化史料集成』第一巻〈神楽・舞楽〉、三一書房、1974 年、pp.676-698
- 3 南谷美保『天王寺楽所史料』(清文堂、1995)
- 4 以下、本稿では、舞楽・雅楽の曲目は〈 〉で囲うものとする。
- 5 同様の扱いのある舞楽として、後述の〈還城楽〉がある。
- 6 右方〈抜頭〉の舞容は、左舞の〈抜頭〉に同様である。これは、四天王寺では左舞として演じられる〈還城楽〉の舞容が、右舞の〈還城楽〉に同じであることと同様である。但し、その楽は夜多羅拍子で演奏されるので、左方の舞として演じられる〈抜頭〉とは、雰囲気を変にするものとはなっている。同様に、〈還城楽〉の場合も、楽は夜多羅拍子による天王寺方独特の演奏になる。
- 7 四天王寺の石舞台には、左右の二つの階段があり、舞台への上り下りにあたっては、左方の舞人は左側の階段を、右方の舞人は右側の階段を使用した。
- 8 南都では、〈納蘇利〉を二人舞にする際にはこれを〈落蹲〉と称し、一人舞の場合のみを〈納蘇利〉と称した。南都以外では、二人舞の場合を〈納蘇利〉とし、一人舞を〈落蹲〉とするが、天王寺方では、どちらの場合も〈納蘇利〉としていた。なお、〈納蘇利〉については、〈納蘇利〉と〈納曽利〉の双方の表記法があるが、本稿では、〈納蘇利〉に統一する。
- 9 『芝家日記集』(天理図書館蔵)によれば、春日若宮御祭では、〈陵王・納蘇利〉、〈抜頭・落蹲〉の番舞が演じられている。また、文化 2 年 9 月の氷室社神事では、〈還城楽・登殿(天)楽〉の番が演じられている。
- 10 宮中では右舞の扱いになる〈還城楽〉は、天王寺方のみで舞楽を演じる場合、たとえば聖霊会などでは、左舞の扱いになる。つまり、東儀家は、舞楽においては左右兼帯であった。その結果として、東儀家は、左方を担当する南都方芝家から東儀家に養子にむかえられた文均の例に見られるように、南都方の楽家とも養子縁組が可能であったことを考えると、この時も芝家と何らかの連携を行なった可能性がある。
- 11 「抜頭一件之留」第一冊から第三冊の表紙には、「廣胖記之」と記されているが、廣胖は、安政 4 (1857) 年に 74 歳で没しているのも、そこから逆算すれば、寛政 8 年当時は、10 代の前半、元服間もない頃であろう。もっとも、当時の「四天王寺舞楽之記」からは、廣胖が当時の四天王寺関係の記録を書き留めていたと推測でき、廣胖が若くして在天林家が関係する事項の記録を留めていた可能性はあるが、後述のように、「抜頭一件之留」第三冊の記載内容などから、おそらくは、廣胖の父親である廣勤が残した記録から必要な記事を廣胖が書写したものが、現在の「抜頭一件之留」として残っているのではないかと推測される。したがって、在京林家の林廣猶からの書面などの連絡は、おそらくは、在天林家の林廣勤に宛てたものであったと考えたい。また、すでに南谷が『四天王寺舞楽之記 上下』(清文

堂、1993)の解説において述べたように、「四天王寺舞楽之記」も、同様な作業を経て編纂されたものと推測され、この時期の「四天王寺舞楽之記」の表紙に、太秦廣胖宿弥と記載した横に、筆者廣賢と記されるのは、この「抜頭一件之留」に同じく、廣胖の記録をもとに、後の時代に、廣胖の息子である廣賢が編集したものであることを示していると判断できる。

- ¹² 注 11 で述べたように、現存の「抜頭一件之留」は、もともと存在したおそらくは廣勤の残したこの争論に関する記録類から、廣胖がこの一件に関する記録を抜き出して書写したものであると推測され、その結果、前後の脈絡がつかみにくい部分がある。この部分も、前半の四辻家からの関係者への意見聴取について知らせる部分とそれを受けての曲目変更について知らせる部分との時間的關係が分かりにくい。
- ¹³ 同じく『林家楽書類』に含まれる「四天王寺舞楽之記」第一に、この「納蘇利之舞双論」についての記録がある。同書の翻刻は、芸能史研究会編『日本庶民文化史料集成』第一巻〈神楽・舞楽〉(三一書房、1974 年)のほか、南谷美保『四天王寺舞楽之記 上』(清文堂、1993)にある。
- ¹⁴ 「抜頭一件之留」第一にも鷹司家に提出した口上書の中に「貴徳之義、享保年中迄私家筋ニ舞来り候処、東儀河内守へ被仰付、夫ヨリ輪番ニ相勤候様相成候」とあり、「四天王寺舞楽之記」第四に、享保 8 年の聖霊会での〈貴徳〉の舞担当をめぐって、東儀家より「去年勅定ニ音頭之通隔番与被仰付候上者」として、東儀家は、四天王寺の聖霊会でも、林家と東儀家とが、〈貴徳〉を隔年に担当すべきだと主張したことが記されている。(注 13 前掲書、南谷による同書の翻刻、『四天王寺舞楽之記 上』(清文堂、1993)、pp.192-193 に該当記事がある。)
- ¹⁵ 『林家楽書類』に含まれる「住吉一切経舞楽之留」による。南谷による翻刻が『天王寺楽所史料』(清文堂、1995)に含まれており、同書の pp.267-268 に該当記事がある。しかし、同書には、東儀家からの申し出などについての記載はない。
- ¹⁶ 「抜頭一件之留」第一においては、この記事が寛政 13 年として書き始めており、すでに 2 月に享和に改元されていた年の 8 月の記事としては違和感がある。このことから、注 11 でも触れたように、これらの記録が、2 月の享和への改元以前の寛政 13 年の年頭から日次記事的に記載された寛政 13 年分の「日記」のようなものから、後日、書写された可能性が示唆される。
- ¹⁷ ただし、ここでは、「日次」とある部分が、「別帳」とされているが、いずれにしても、この「抜頭一件」については、注 11、注 16 でも触れたように、この「抜頭一件之留」全 4 冊のうち、第一から第三までの 3 冊が編纂されるに当たって参照されたはずの原本となる記録が存在したことを示しているといえよう。
- ¹⁸ この「一方ヨリ彼は申立候趣」とあるのは、〈抜頭〉の舞の上演にあたって、林廣猶が「古面用度旨」と申し出たこと(口、ハ、ニ)、さらに、以下の書面を提出したことにあたると考えられる。すなわち、「今般冥加ニ叶不存寄林家伝来仕候抜頭舞被為仰出、難有仕合奉存候、右ニ付、乍恐奉願上候ハ別段秘事伝来仕来候得者逆之儀ニ秘手相勤申度奉存候」との願い書が提出され、康和 4 年や安元 2 年という狛氏の古例を引いて、秘手上演による「蒙賞」を求めていたことである。
- ¹⁹ あと一点は、「一、東儀家還城楽伝来相知候事、なに分於禁中奉仕濫觴且伝来之子細可申上候」とあり、東儀家に対しての下問であった。
- ²⁰ 〈抜頭〉が聖霊会で舞われなかった事例としての記載事項は、享保 8 年の「散手・貴徳・還城楽・抜頭、右舞人之義ニ付仲々間論ニ相成、楽斗相勤候事」、明和 7 年の「亡父紀伊守並倅童名幾松出勤仕居候所、俄ニ所勞ニ付楽斗相勤候事」とある。さらに、明和 2 年、寛政 12 年などの例が挙げられているが、この 2 年分については、「私共出仕候得共、子細有楽斗奉納仕候、両度共他之差支ニ而異論之筋ニ

而者無御座候候事」としているものの、「四天王寺舞樂之記」によれば、明和2年は〈抜頭〉に限らず多くの舞が演じられていないことと（この時期は、宝暦年間の四天王寺と天王寺楽所との争論により、4年間、四天王寺での舞樂が中断した関係で、四天王寺所蔵の舞樂装束の損傷が激しかった時期であることがその原因であろう）、寛政12年については、同書に舞樂曲目のみで舞人の記載がないために当日の状況が不明であるために、この2例が果たして妥当な例となるのかは疑問である。

- 2¹ ここで享保8年の事例が詳しく述べられる。この年の聖霊会では東儀家の事情で〈還城樂〉を舞うことが出来なかった。すでに、注15でも述べたように、〈貴徳〉の件で、東儀家と林家は対立しており、その関係で、〈貴徳〉の番である左方の〈散手〉も舞わないことになっていた。ここで、〈抜頭〉のみを林家に舞わせるわけにはいかなくなったのか、「抜頭之舞ハ勝手次第第二可致旨左方ヨリ申越シ候故、抜頭ハ舞相勤候積ニ御座候所、当日ニ相成右方へ無相談、散手・貴徳・還城樂・抜頭舞無之旨、左方ヨリ寺僧へ相断申候由」となり（当時、聖霊会当日の舞樂のうち、法事に付随する舞樂については四天王寺側の支配になり、法要後の入調舞樂については楽所の側がその進行については決定権を持っていた）、これを受けて、〈抜頭〉は舞うと林家が主張しても、「仮令舞相勤申候共、楽者吹不申由」となっており、左方が楽の演奏を拒否したために、〈抜頭〉が舞えなくなったとする事情を説明している。
- 2² 「抜頭一件之留」第一では、この年の9月26日の四辻家におけるこの件についての申渡しの記録がこれに続くが、「抜頭一件之留」第三には、広猶の依頼により、広勤がその直前、9月23日に上京したとする記事がある。
- 2³ このほか、〈喜春樂〉の太鼓の所作に問題があったとして、南都方窪美作守も、「日来怠慢所致歟、自今厳密可勤仕御叱被仰付候事」とする処分を受けている。
- 2⁴ 「抜頭一件之留」には「倫員」とあるが、国会図書館蔵『樂所録』第64冊によると、「倫美」とあり、公的記録の控えである『樂所録』の記載の方が正しいと推測できるため、倫美とする。
- 2⁵ また、「抜頭一件之留」第一の巻末には、「菌相模守ヨリ抜頭伝来有之旨、色々伝奏方申出候由」とあり、それについて、林廣猶が提出した口上書の控（㉗、㉘）より、次の「抜頭一件之留」第二が始まっている。その口上書には、「菌相模守【廣景】申上候二者、三十四・五年以上前、於東儀因幡守【文幾】宅稽古相催候後、抜頭之舞、菌相模守所作仕候節、能廣統【林】所作ニ似候様、私【林廣猶】申候由ニ付」とあり、これについては、廣猶も、東儀因幡守も記憶がないと回答している。しかし、この口上書からは、正式な場ではなかったにしろ、またそれが事実であるかどうかともあいまいではあるが、在京の菌家においても、〈抜頭〉を舞うこと出来ると主張した楽人がいたことが示されることは注目すべきであろう。この菌家も、先の岡家も、天王寺方の中では、左舞を担当する家である。これらの家において、〈抜頭〉が伝承されていると主張されることから、天王寺方では、江戸時代、遅くとも「四天王寺舞樂之記」の記録が残る貞享年間以降には〈抜頭〉は右舞として演奏されるようになったことが確認できるものの、もともとは左舞として演奏されていた舞であったことを示唆するものではないであろうか。逆にいえば、林家がこの舞を独占すべく、〈抜頭〉を左方から、右方の舞へと変更したという可能性があるということである。
- 2⁶ たとえば、国会図書館蔵『樂所録』第5「日記」は享和2年の記録であるが、この巻からの一例を挙げるなら、5月26日条として、「許状之事 散手 秘曲 右者今度会津松本佐賢依懇望令授與之記、尤雖為一子全直伝有之間敷者也、仍伝授之状如件」とある。辻家の日記には、同様の記事が散見される。これらについては、今後調査を行なう予定である。また、後出の『林家樂書類』中の「四天王寺寺僧與争論之留」によっても、すでに宝暦年間に、江戸において天王寺楽人が「非樂所者」に舞樂を伝授している記録がある。

- ²⁷ 岡昌稠は、この後も、京都に蟄居させられていたらしく、「抜頭一件之留」によれば、その生活費などの入用として、天王寺方として一貫目の借金をして、これを天王寺方から昌稠個人に貸与して欲しいと要求したらしい。『楽所録』第64の享和2年10月27日の記録によれば、昌稠は「御憐憫之御沙汰を以、知行半減十石被下候事」とあり、芸料は支給されなかったものの、無給となったわけではなかった。なお、同書の続く記録には、このように昌稠の知行が半減となったことについて、このような例は今までに無かったことであるが、昌稠の分の知行20石はそのまま天王寺方として受取り、半分を昌稠に、残りの10石分は財務担当者である天王寺方年番がこれを保管し、「楽道相続之用脚相用可申候事」としている。また、「抜頭一件之留」第三の末尾には、「天王寺方十六人番を以可有出仕候事」とする通達の控がある。これは、三方楽所では、各方につき17名、合計51名の知行配当者（これを舞楽人とも称した）がいたが、正月に行なわれる禁裏での舞御覧への出仕定員は50名とされており、輪番で、三方のうち一方のみは、17名のうち16名のみが出仕することとなっていた。これを、昌稠の免官により、天王寺方においては常時1名の欠員が出た扱いとして16名の出仕とし、京都・南都からは17名を出すこととするという通達である。昌稠は、文化2年より四天王寺での楽儀に出仕しており、この時まで蟄居処分が解けたと推測されるが、この点についての史料調査は今後の課題としたい。
- ²⁸ 注21で述べたように、聖霊会の法事進行中については、楽所は僧侶側の指示に従うが、入調舞楽については、楽所の意向が優先された。
- ²⁹ 入調舞楽では、基本的なレパートリーとして14曲の固定された曲目に、毎年入れ替わる曲が二番4曲加わり、合計18曲の舞楽が演じられたが、この毎年入れ替わる曲目のことを、「新舞」と称していた。
- ³⁰ これは、14曲の固定レパートリーを意味すると解釈できる。
- ³¹ 実際には、固定レパートリーの中からも、〈賀殿・地久〉の番は省略される事が多かった。
- ³² この時には、多くの舞楽が省略されたにもかかわらず、参詣の御城代が舞楽を気に入ったとして、後で、舞楽目録を届けるようにとの要望があったと、「四天王寺舞楽之記」には記される。
- ³³ 南谷注13前掲書『四天王寺舞楽之記 下』pp.84-87に、楽所と四天王寺とで遣り取りされた記録の翻刻が載る。
- ³⁴ つまり、四天王寺との事前折衝の場では、在天の林家の意向が大きく関与しており、聖霊会当日になると、京都から下ってきた在京楽家の意志が反映されていると推測できる。かつ、在京楽家は、聖霊会前日までに大坂に下ってきた後、四天王寺関係者に年頭の挨拶に行くことになっており、その場で、聖霊会の進行について、山内関係者から打診があった可能性もある。その結果として、在天楽人の林家を主体とする右方と、在京楽人がリーダーシップをとり、かつ、林家とは対立関係にあった東儀家を中心とする左方とでは、聖霊会の進行に関する意識に、大きな違いが生じていた可能性が考えられる。
- ³⁵ このように、林家が舞うことを固執する〈抜頭〉を舞わせないということは、一連の「抜頭一件」において、林家のみが咎を受けなかったことに対する天王寺楽所内の楽家の嫌がらせであるともいえるが、省略された舞は、〈抜頭〉だけではなく、東儀家の舞である〈還城楽〉も含まれて入る以上、必ずしもそのようにはいえないであろう。あくまで聖霊会の簡略化がその主眼であったといえよう。
- ³⁶ 「四天王寺舞楽之記」第十一にも同じ書付の控が残されている。（南谷注13前掲書『四天王寺舞楽之記 下』pp.91-92）
- ³⁷ 関連する記事は、「四天王寺舞楽之記」第十一にもあるが、そこでも、回答書の内容は記録されず、3月29日に「當聖霊会節抜頭一件ニ付遅成候事故一山より申越候趣ニ付返答相談、羽州、案紙持参候事」

とあるのみで、4月3日に、回答書が出来たので楽人の間を回覧し、同6日に四天王寺年預に提出したとある。また、公人からの松明の件については、林家からの回答として、別にこれを認めたと記載されている。さらに、後出の四天王寺所蔵の文書にも、この書面の控えが残される（注38参照）。

- ³⁸ 同書の翻刻は、南谷美保『天王寺楽所史料』（清文堂、1995）pp.129-170にある。
- ³⁹ 本来であれば、秋野坊と年預中之院が上京すべきであったが、中之院の所用のために名代田中恒左衛門を派遣することとなり、秋野坊も名代関良輔を派遣した。
- ⁴⁰ 翌6日に里坊岩井右兵衛より、実は武家伝奏勸修寺大納言よりの呼び出しであるが、秘密保持のために日光里坊からの呼び出し扱いとしたと知らされ、勸修寺殿に同道する。上京者の身分を確認され、勸修寺家雑掌より以後は、里坊関係者の同伴は不要と指示され、同日夕刻に翌朝の呼び出し状が届く。なお、この四天王寺と武家伝奏との往來の過程で、中之院は関白鷹司家と親しいとする後藤左七郎（楽人側の記録では、後藤左一郎）との交流を深めるが、このことが、次の事件を引き起こすことになる。
- ⁴¹ その詳細は、同じく『林家楽書類』第70冊から第78冊にある「天王寺僧與爭論之留」全9冊に記録される。同書の翻刻は、南谷美保『天王寺楽所史料』（清文堂、1995）pp.1-127にある。
- ⁴² 「四天王寺舞樂之記」第八の宝暦8年正月元旦の記事に、「旧冬寺領收納不請取二付寺役不算ス」とする記事があり（南谷注13前掲書、p.374）「天王寺僧與爭論之留」では、この争論の発端があくまで宗旨人別改帳の扱いから生じる身分支配の問題であるかのように読み取れるが、実は、前年の宝暦7年から、もう一つの争点である四天王寺から楽人に支給される「配当」の名称をめぐるトラブルがあり、身分支配の問題は、前年のこの「配当」の名称による四天王寺側の支配権を誇示する態度を拒否する楽人側の態度により、すでに発生していたと考えられる。この「天王寺僧與爭論之留」については、稿を改めて論じたい。
- ⁴³ いわく、下行がない法要には出仕しない、人柄のよろしくない者が多く近隣のものは常々迷惑している、法要の際には楽人がその主導権を持っているかのように振舞う、何かという御所の威光をかざして扱いにくいなど悪口を並べ、もちろん、「楽人身分之儀者格別」と理解しているが、「法事に預候儀者一山指図相守候様御下知被成下候ハヽ永久嚴重ニ相勤メ冥加至極之仕合可奉存候」としている。
- ⁴⁴ 四天王寺側は、その前日、2月7日に、前年12月に勸修寺経逸より代わった廣橋伊光が月番であったので廣橋家において仰渡しをうけている。今般の四天王寺からの申し出でにより、「楽人等致相糺之上別紙之趣致仰下候間、於僧徒茂無異乱互不失礼讓和平可有勤行候」として、聖霊会を厳密に実施することと、その終了の報告を命じ、かつ、楽人への仰渡しの内容と、享和元年10月の楽人への申し渡しの内容を書面で提示され、その内容を理解しておくようにとのことであった。
- ⁴⁵ おそらく、林家独自の回答書にこだわった件についての四辻家からの申渡しがあったのであろうと思われる。後述の「中之院一件」における中之院の発言に見られるように、享和2年から文化元年にかけての「抜頭一件」も、その前の事件に同様、林家に有利な内容で決着したという印象を関係者が持っていたことが推測され、結果的に、林家の主張が認められたこととなっているために、特に林家に不利益となるような内容ではなかったと推測できる。
- ⁴⁶ 享和元年の舞御覧での不始末に対して、すでに述べたように、「於天王寺奉仕之舞者、則於朝廷奉仕勿論之事也、仮令雖無先例、於被仰出者不存我意偏執速可奉請也」とする通告がなされていた。
- ⁴⁷ つまり、結果的には、林家が四辻家宛の願書で希望した通り、〈抜頭〉は、聖霊会においては省略できない舞としての扱いを受けることとなった。
- ⁴⁸ この年の聖霊会終了後、翌日には、伝奏御月番に向けて注進使がたてられている。文面は、「本月廿二日就皇太子聖霊会卯上刻六時堂江御幸如例法事舞樂無滯相済同夜戌上刻奉成還御候、右奉言上候也」

とするもので、3月23日付で、伝奏家雑掌4名の連名による返信があった。また、四天王寺からは大坂御奉行所へもこの一件について報告し、そのついでに、「天王寺二月十五日、廿二日会式ニ付例年東西御組之衆御出役被下前方者太子御幸之始末共御見届ヲ御座候處」として、以前は最後まで同席されたがいつのころからか早退されるようになったと指摘し、今回のように、「御所右体嚴重ニ被仰出候得者、右御出役之儀茂已前ニ御復シ被下候ハ、猶亦太子御威光ニ茂相拘り山内取締り宜御座候」として

いる。

⁴⁹ より正確に述べるならば、四天王寺における舞楽法要の伝統は、宝暦年間の寺僧と楽所の争論以後、かなり簡略化される傾向にあり（南谷美保「江戸時代の四天王寺における舞楽法要について」『フィロカルシア』第7号、(大阪大学芸術学会、1990年、pp.39-59)、こうした状況も踏まえての今回の申渡し、つまり改善命令であったとする見方も可能であろう。

⁵⁰ 楽人側の記録である「林家楽書類」では、後藤左一郎となっているが、四天王寺の文書では、後藤佐七郎とされている。楽人よりも、後藤と密接な関係にあった中之院関係の記録に従い、本稿では佐七郎としたい。

⁵¹ 同書の翻刻も、南谷美保『天王寺楽所史料』（清文堂、1995年）pp.171-216に収められている。

⁵² 注45でも触れたように、この中之院の発言が、当時の関係者の印象であったといえよう。

⁵³ このような記録は、林家の側には残っていないが、『林家楽書類』は、すべて在天林家楽人の手になる記録であり、在京の廣猶の言動すべてを把握していたわけではないために、現時点では四天王寺文書の記載によってしかこの発言については知ることができない。しかし、この記録は、京都町奉行での取調べに関するもので、その裏付けを取るために、林廣猶以下、関係する天王寺楽人も、京都町奉行所での取り調べを受けていることから、もし、虚偽の発言であればそれなりの追求があると思われる。この件に関してはそのような追求がなかったために、事実であると理解してよいであろう。

⁵⁴ 南谷、注51前掲書、p.193

⁵⁵ 「抜頭一件之留」第一にも、同日の記録に、「南都方老分近寿、京都方老分季慶」とする記載があり、この時点では、天王寺方老分は岡昌芳であったが、この日に退役し、老分代を東儀文暉が勤めることとなった。

⁵⁶ 3石という支給高は、年頭の宮中儀式への出仕に対する報酬が3回分で1石5斗、舞御覧への出仕で2石であったことを考えると、大きな収入であったことが理解できよう。

⁵⁷ 南谷、注13前掲書の下巻、p.74

Consideration of a series of trials disputing the legitimate performer of the bugaku dance, “Batou” as a case of intervention of authority on the Sanpo-gakuso

Miho MINAMITANI

This text analyzes a series of trials undertaken in 1796, 1801, 1802-05 and 1806, that started as a contention about who should be the rightful person to perform a court dance, “*Batou*”, in a Court ceremony which ended in approval of the right of the Hayashi family, one of the four families in the Tennoji sect of the *Sanpo-gakuso*, Court Musicians from the Three Directions (i.e. Kyoto, Nara and Tennoji, Osaka).

Another problem occurred in 1802 caused by the omission of the dance “*Batou*” by a counterpart of the Hayashi family in the Tennoji sect musicians during the *Shoryo-e*, the memorial ceremony of the Prince Shotoku at the Shitennoji-temple, which accompanied numerous *bugaku* dances as a dedication for the soul of the Prince. This incident caused the musicians undergo a trial again.

These trials might seem to be an internal strife of the *gagaku*-musicians of the Tennoji sect, but examination of the records concerning the case reveals that the situation was not so simple. I will show that the ruling class, including the chief adviser to the Emperor, assumed the tradition of court dance might be ruined by instructing the *bugaku* dances to amateurs by the court musicians, which was done frequently at the time. This misgiving led them to consider the incident as a chance to intervene in the organization to restrict the musicians’ activities in order to maintain the tradition.